

研究通信

№161
1990年8月15日刊
村落社会研究会
事務局
常磐大学人間科学部
柄澤行雄
310水戸市見和1-430-1
TEL 0292-32-2511

北海道・東北地区研究会 記録

日時 一九九〇年六月三〇日

場所 東北大学経済学部会議室

出席者 安孫子麟、岩本由輝、柄澤行雄、菅野 正、後藤一蔵、

小松田儀貞、斎藤吉雄、佐久間政廣、佐藤 勉、佐藤雅

也、嶋田 隆、東海林仲之助、竹内利美、中島信博、長

谷部弘、細谷 昂、水上英徳、宮崎 勇、山内 太、劉

毅

司会 岩本由輝

報告一 ▲村落共同体▼と▲家▼をめぐる最近の

二二三の言説について

東北大学 長谷部 弘

こゝでの課題は、「農民」、「農家」、「村落」、「農村」といった基

村落社会研究会第三八回大会のご案内

第三八回大会は左記の要領にて開催実施することになりましたので、ここに案内いたします。(大会事務局・高知大学 大野 晃)

一日 時 一九九〇年一〇月一〇日(水)、十一日(木)

二 開催場所 高知県幡多郡十和村十川、十川小中学校体育館

三 参加費等 参加費 三,000円 懇親会費 四,000円

宿泊費 五,000円(六,500円)

年会費 四,000円

四 交通 五五ページの経路・時刻をご覧ください。

五 その他 今大会では、十和村の協力により、懇親会は四万

十川の河原に設けられた舞台で十和神楽(国指定無

形民俗文化財)の勇壮な舞を見物してもらい、四万

十川のアユの伝統漁法として知られている火振(ひ

ぶり)漁を目の前にそのアユで懇親会を行う予定です。

す。野趣に富んだ河原での一夜にご期待ください。

第三八回大会自由報告募集

大会で自由報告をご希望の方は、八月二十八日(必着)までに、
葉書または電話で報告題目を付して左記事務局(柄澤)までお申し
込みください。詳細については、申し込み受付後に連絡いたします。

自宅 〒三〇〇一〇二 牛久市栄町 六一五二一四

電話 〇二九八七三二一〇一七六

本的な概念の再検討、というものである。これは、もちろん「農村社会編成の論理と展開」という村研の共通課題から出ている要請であり、揺れる農業問題という極めてアクチュアルな問題意識に裏付けられたものであろう。しかしこの課題が各地区の研究會や『研究通信』などを通じてしばしば言われる「村落社会研究のためのパラダイムの構築」という、たいへん大きな問題を抱えているとなると、取り組み方はかなり厳しい。この課題の取り扱いかたの難しさは、今年の二月に東京で行なわれた第一回研究会において、岩本由輝氏が「歴史に生きる農民像」というテーマの報告をされた際、そこで行なわれた討論が最終的に「家」や「村落」にかかわる非常に広範囲かつ難しい問題につながっていったことを思い起こすとよくわかる。ちなみに、私は『研究通信』を読んだだけだが、報告および議論が進む中で、「農民」がまさに歴史的存在であり、同時にこれもそれ自身歴史的存在である「家」や「村」と密接な関わりをもたざるを得ないものである、という事実が確認されてきた点が非常に興味深かった。

もちろん、この課題にアプローチする切り口はさまざまである。私自身は経済史的な観点から日本の村落社会を研究してみようという立場にたっているので、今回の報告もあくまでそのような立場からの切り込みであることをあらかじめ断っておきたい。ただ、問題への正面からの接近はなかなか困難である。今回の報告では、昨年村研の研究會でも報告された長谷川善計氏の説を取り上げ、それに対するコメントを述べる、という基礎的な作業を行なうことにしたい。それは、あるいは、「パラダイム転換」が焦眉の課題とされる現在の時点では、古典的な響きをもった村落社会論や村落共同体

論という枠組内での議論にとどまってしまうように評価されるかもしれない。しかし、歴史的な発想からすれば未だ解決されていない問題は山積しているわけであり、その意味での問題の所在を確認する作業は必要でありつづけるものと思われるのである。

二

近年神戸大学の長谷川善計氏が、有賀社会学の批判の上に立った独自の同族団論の問題提起をされ、その考え方に沿ったいくつかの実証研究も出されてきている。特にそこで展開される「同族団」論は、近世初期に一般的に考えられている「大家族制度」を想定したものである。私の立っている経済史的な立場における研究対象と若干マージする面があるのと同時に、従来われわれが持っていた「同族団」の理解に対し、ある意味でクリアな問題提起をするものであると考えられるので、以下、長谷川氏の論点を整理し、それに対する若干のコメントをしてみたいと思う。

周知のようにこのテーマに関して書かれた論説がいくつかあるが、ここでは氏の主張がほぼ網羅されていると考えられる論説「同族団の初源的形態と二つの家系譜——有賀喜左衛門の同族団理論の再検討」（神戸大学文学部『紀要』九・十、一九八一年・八三年）をもとに考えてみたい。

ここでは、主に次のような議論が展開される。私流に要点と思われる点を簡条書き風に書き出してみることとする。

【有賀同族団理論の特徴と問題】

- ① 柳田民俗学との深いかわり↓批判的継承の側面

② 家や同族団の理論が小作制度との結び付きで構成されているため、同族団の「内部構造」にとつての重要な側面（親族分家と非親族分家「家産」の「所有」をめぐる同族団の關係・「相続」の問題）が軽視されてしまった。

③ 有賀の家・同族団理論のよりどころは、一般的には近世初期には全国的に存在していた名子制度が、一九三〇年代にも強く残存していた「石神村」の調査（一九三五〜三六年）『南部二戸郡石神村に於ける大家族制度と名子制度』一九三九年）であつた。

④ 近世初期まで広範に存在していた「名子制度」における名子は、家持ち下人として、独立した家屋に居住し、零細な役地や刈分け小作地の経営を行なっているが、独立した一人前の百姓としては認められない「從屬的身分」の者。一人前として認められないのは独立した自己の「家」＝「屋敷地」を持たないから。有賀はこの事実を指摘しながら重要視していない。

⑤ 有賀は「同族団」を構成する親族分家（＝別家）と非親族分家（＝名子分家）との相違を指摘しながら、両者を区別することなく、むしろ、非親族分家が「同族団」の構成員となっている点を協調している。

⑥ 親族關係として理解される「同族団」は、「家産」＝「所有」＝「相続」＝「父系血族關係」から分析されなければならない。有賀にはその分析視角はない。これでは、有賀の強調する「世代を超えた連続性」への要求をもった日本の家」は現実には論証できない（有賀は連続性」を保証するものとして安易に長子単独相続を前提しているが、これでは、家産の分割均分相続を前

提にしなければ語られないはずの名子の同族団成員化＝名子分家創設と矛盾してしまう。）

⑦ 「祖先相伝の家産を原則として父系血族につながるものが、分割相続によって△分有▽しながらも、それが完全な△個別所有▽にいたらず、あくまで△共有▽を基盤とした△分有▽という△所有の構造▽」こそが同族団の「共同性」や「集団性」の物質的基盤であり、「親族分家」間の家系譜をつなぐ基盤であり、さらにその生活における相互扶助や、同族団の集団統合のシンボルとしての祖先崇拜（氏神信仰と儀礼）の基礎である。

【親族分家と非親族分家との相違】

(ア) 本家と親族分家とは先祖代々の家産を「分有」しつつ「家」として独立している。

(イ) 非親族分家ないし「名子」は、家産を「分与」されはするが、これは、一代限りのもので、代替わりの時は「再給」され、相続されるのではない。「封」の授受に基づく恩給制と同様の性質のもの。「世帯」としては独立しているが、自己の独立した「家」は持たない。本家との間に身分的な從屬關係にある（スケその他）。ただし、この「名子的從屬」は、「家」＝「屋敷地」を借りることによって、他人の「家」に「從屬的」に包含されているという点で、恩給制とは異なる。

この論説では、以下、長野県南佐久郡本間村一六六三（寛文三）年の人別帳その他の史料に依つて、近世初期同族団の「初源形態とその変化」が分析されている。そこでは、十七世紀に存在していた

「屋敷地共同体的複合家族」が、生産力の低さのため、親族が従属農民となるようなものだったこと、またその「屋敷地共同体的複合家族」が新田開発などを契機に十八世紀後半までには解体し、その過程で相続や家々の経済的浮沈によって「家」がどう変化したか、また身分的な従属農から年期奉公人へどのように変化したかが説明される。

※同テーマを取り扱った氏の論説はいくつか存在するがとりあえず次の二点のみ。

・「家と屋敷地」(上・下) (『社会学雑誌』一・三、一九八四・八六年)

・「近世農民の家と屋敷地」(『比較家族史研究』四、一九八九年)

三 若干のコメント

この長谷川善計氏の主張は、最近計量経済史・人口史の立場から近世日本の社会を再考しようとする一連の研究にも影響を及ぼしていることもあり、近世日本の農村社会におけるイエや同族団の「実態」を把握する上では、いくつかの示唆に富む視点を提供してくれるように思う。しかしその同族団理解には、歴史的な切り口からすると一定の問題性を見る。

※ たとえば、世帯論を軸とした初期家族制度理解を展開するものとして、齊藤修「大開墾・人口・小農経済」

〔岩波書店『日本経済史』一九八八年〕

長谷川氏の主張は、当初の有賀喜左衛門批判から一貫して明らかのように、近世初期に一般的に存在した「同族団」を社会学的な観点から「洗練」しようとするところにあると言えよう。そこでは、

「所有レベルの同族団」(親族集団)と「経営レベルの同族団」(従属農民)とでもいうべきものが想定され、近世初期の農村社会内部で一定の社会的機能を果たしていたのは前者であると考えられている。前者のみが本領地や「家・屋敷地」を所有・保有・分有の主体だ、と考えられているからである。

この長谷川氏の主張は有賀氏の批判から出発しているものではあるが、有賀氏がやろうとしていたことは別のものである。むしろ我々が慣れ親しんでいる考え方は、長谷川氏が二つに分けた同族団(親族集団と非親族集団)こそが、有賀氏の説のように、実は同質の集団として存在していたのだ、というものであろう。むしろ、その面を生産組織や生産過程(労働過程)に積極的に取り込んで「共同体」という形でまとめたのが、中村吉治氏の「共同体論」なり「日本社会史」である。この「同族団から共同体論へ」という流れの考え方のほうが、歴史学的見地からすれば重要な意味を持つ、と私には思われる。

中村吉治氏の共同体論でいわれる「原始共同体論」の理解は、おそらく長谷川氏が「有賀氏が柳田から受け継いだ」と指摘する「淵源」という考え方を受け継ぎ、「原始」の共同体をモルガンやクルンジェラの古代社会論と重ねあわせ、それを「生産」という視点から経済史的に徹底させたものと考えられる。すなわち、中村氏は、近世初期をはるかに超えて、農耕が始まる前後の時代における、生産をベースとした人間集団Ⅱ「原始共同体」の存在を方法的に想定する。そこでの基本的な社会結合の原理は、生産力の低さに規定された「擬制的血縁関係」である。すなわち、原理的に、親族集団と非親族的「従属農」とは同質・同一の人間集団にくくられるわけで

ある。そして中村氏の歴史叙述である「日本社会史」では、そのような共同体が次第に壊れて来るプロセス（分化・拡散の理論）と社会構造・社会秩序の構造変化とを一貫した論理で説明しようとする。岩本由輝氏の最近の研究※は、それを土地利用と所有の問題に引き寄せてさらに一歩進めようとするものといつて良いであろう。

※岩本由輝『村と土地の社会史』（一九八九年四月）

このような、有賀氏から中村氏へという流れの線上で、「経済史的パラダイム」が一定のプレゼンスを主張していると言えるのであれば、そのような立場から見ると限りにおいて、長谷川氏の考え方はいさお「社会的」な切り口から展開するところの同族団論であると言わざるをえないのではないか。

また、長谷川氏の史料分析の問題として、近世初期の史料——人別帳や検地帳——を解釈する際の問題が指摘できるように思う。近世初期の史料はもちろん領主の側の年貢取収や支配を目的として作られている。けっして現実のイエやムラの実態をそのまま反映して作成されているとはいえない。そのような史料に頼って名子層のような従属農の存在形態を「家・屋敷地」の所持だけで説明しようとするのはどうか。近世初期における従属農を含むイエ相互の関係——共同体は、単に制度的な「村」の枠組に包摂されるようなものではなく、複雑に絡み合い、分化・拡散した生産諸組織の網目の中でしか捉えられないことは、これまでもしばしば指摘されてきたところである※。「家・屋敷地」を軸に村落内部で「一人前」として認められるかどうかを云々するというレベルでの社会関係と、自らの再生産のために取り結ばざるを得ないような生産諸組織のレベルでの社会関係。長谷川氏のように、両者の関わりを方法的に切断してしま

い、前者だけを取り上げて論じるという考え方に接すると、経済史的な認識の仕方とも絡んで、現代の「解体の危機に瀕している」ともいわれる農村社会に存在するイエやムラや集落などを分析する際の手法とはかなり異質のものである、という意味で、ある種のわりきれないような不満が残る。それは史料を解釈する際に、何を明らかにしようとするのか、という分析視角の問題や、農村社会やムラ・イエの現実（歴史的なものを含む）をどのように把握しているか、というパラダイムの問題と密接に結合している事柄であろう。

※最近の論説として、上瓦林村の村落構造の再構成を試みた、嶋田隆「尼崎藩農村社会への一接近」（国学院大学『経済学研究』二十一輯、一九九〇年三月）。

私が考えるには、家産を共有する「所有レベルの同族団」と生産関係としての「経営レベルの同族団」——もしこのような二分法が可能であれば——という議論をするのであるなら、両者は統一的に考えられるべきではないか。すなわち、「生産組織」とのかかわりで「同族関係」を考えた方が実態解明の手懸かりとなるのではないかと思われるのである。長谷川氏の言われる家産共有同族団とでもいうべきものがあるとすれば、そもそも商品化が進めば進むほど、希薄な関係にならざるをえない運命にあるものであろう。しかしその際にも、現実には労働組織を核とした生産組織とはまったく無関係に希薄化が進行するというようなことは考えられないのであって、生産組織と「家産所有」とは、そもそも一定の構造的連関を持つものとして統一的に考察されなければならないのではないか。

昨年の村研地区研究会で長谷川氏が報告されたとき、おそらくは右のような独自の「同族団論」を念頭におきながら、中村「村落共

「同体論」に基づく近世共同体論を批判しておられたのではないかと
思う。つまり、日本の近世村落共同体にあっては「村民の単なる自
然発生的な共同関係」だけでなく「権力支配という要素が加わらな
いと村落共同体という形をなさないのではないか」というのである。
このような考え方が出てくる背景には、長谷川氏の考える特有の
「同族団論があるのだろう。しかし、私はむしろ、生産組織ないし
は労働組織というものに着目して、それによって構成されているよ
うな複雑なイエとイエの結び付きとしてのムラ、われわれが想定す
る、行政村と区別される共同体、それを強調することが、長谷川氏
がクリエイトされた「同族団論」を意識して歴史分析を深めていく
際の「別の道」となるのではないかと考えるのである。

報告二 ▲集落的なるものVをめぐって

東北大学 佐藤 勉

私はいままで一〇ヶ所余の村を調査してきたが、その際、共同体
論とかコミュニティ論とかいった概念を用いて研究したことはな
かった。それは、私の本来のテーマが、パーソンズやルーマンを読
むことであり、その理論を直ちに日本の村に適用してみても、充分
把握しきれものではなかった。また、たとえば共同体の解体とか、
家の実在といっても、現実の今の農村を理解することにならなかつ
た。そこで、共同体とかコミュニティという概念を使わずに、現

在の村をとらえるために、数多くの村を歩いた。かつて村をとらえ
るパラダイムの転換を考えたが、いまはいわばパラダイム不在とい
う点から、まず村の現実をみようとしている。

そこで見てきたものは、多様なやり方で生活拠点を作っている
農民の努力する姿である。どの村に行ってみても、そこに生活世界
があり、多少の農業を基軸に、兼業・副業と多様な行動様式もち
ながら生活を続けているのが農家であった。共同体は解体したとい
うが、それらの農家に集落的なものがなくなっているわけではない。明
治期的・戦前的パラダイムがなくなったとしても、いまあるものが
明確にされていない。

そこで幾つかの村の調査で感じたものを一般化し、いわば等身大
の経験的な理解を通して、「集落的なるもの」の背景にある社会関
係、社会的なるものを考えてみたい。つまり、現在に生きる農氏像
を通じて、集落的なるものの意味を考え、予め設定した本質概念を
用いずに村をみていきたいと思う。

二

集落という概念は、一つは景観であろう。しかし地理学の方でも
いまは景観だけでは集落をとらえていない。その背景に社会関係の
存在をみている。現在の集落をみて第一に考えられるのは、人々の
「定住」の地域という点である。人々が生き続けるための地域であ
る。

愛知県安城市高棚町の事例をみよう。

高棚町は旧村で、現在戸数八五〇、うち農家三〇〇余、現在は
「高棚町内会」という組織をもつ。この高棚は、二つの行政区に分

かれており、高棚地区（本郷）と新池地区と呼ばれている。新池の戸数は一五〇、うち農家は八〇足らず、本郷より遙かに小さい。しかし農協支所もあり、神社もあって、通常ならこれが一つの集落と考えられる。空間的にもかなり離れている。

しかし、実際は、高棚本郷と新池は同一町内会で一体性が強い。新池の人は新池の神社にも寄付を出すと同時に、本郷の神社にも出している。日常関係では、新池は本郷から蔑視され勝ちで、通婚も少ない。それがなぜ一つの集落として行動するのかが問題である。

高棚町内会の大きな任務は、市あるいは県から、行政的あるいは財政的にさまざまな利益を獲得することである。それは構造改善事業や営農組合のことにも及ぶ。それを獲得する力は、新池単独ではないと考えられている。蔑視されても本郷についていることが有利になる。両地区の農業をみれば、営農組合の中でも新池の農家の方が中心であり、専門的なものがより多く全面委託農家も少ない。本郷の方はより兼業化しており全面委託も多い。しかし、補助金・融資の獲得は高棚町内会の範囲で一本になって行われるのである。

これは、新池を一つの生活世界、定住地域として支えるためには、高棚一本でないとやっていけないことを示す。それは、反面からいえば、国・行政の施策の受皿としての単位でもある。

集落としての結合は、このように外部に対して、人々の生存・定住条件を獲得するための受皿となるばかりでなく、内部に対しても、条件整備・秩序維持のために必要となる。高棚町の全面委託農家を見ると、町の何らかの役職についている者が多い。そしてその地位にあるがゆえに、「高棚町のために」営農集団の計画に従って、農地を委託に出しているのである。ここでは集落的なるものが、名譽

と引きかえに集落に寄与することを強制しているようにみえる。集落的なものが条件整備に利用されている。

集落間の問題では、安城市安城農協は二四の営農集団Ⅱ集落に分かれているが、農地の受委託、流動化は当該営農組合Ⅱ集落の内部で行ない、他集落の農地は借りないものとされている。これは旧来の村落的土地管理というよりは、新しい定住条件としての集落単位の集団的農地利用といえよう

三

宮城県鹿島台町の山船越は、全面協業の営農組合ができたことで有名であるが、この営農組合ができたため、参加農家と非参加農家の二派に割れている。しかし、集落としては依然として統一された秩序を有している。つまり、営農の面では基本的に対立しながら、集落としての一体性は継続している。これは集落が農業秩序のための地域というよりは、生活を基礎とする社会的心理的空間の性格をもっていることを示す。現在の兼業化・混住化のなかで、農業秩序の原理よりも、生活のための社会的コントロールの場という性格が強い。その例は、集落内では、他人のこともでも、あやまちはその場できびしく叱るということにもみられる。

同じく宮城県角田市の古豊室は、朝日農業賞を受けた一五戸の小集落であるが、この集落は、農業も加工副業も兼業も、全員が一体となって調整して生活している。農業面では機械共同利用組合があり、梅干し加工の生産組合もあるが、実態はこれらが一体となり、しかも各戸の兼業状況も考慮しつつ、集落的な分担がなされている。また、集落として「みやぎ生協」との提携も進み、あらゆる試みを

して、生活条件を確保している。それはお互いが目・耳・匂いでたしかめ合えるというほど知り合って、集落が生活世界というべき一体性を作っているところである。

以上のように、現在の集落は、新しい生活空間として定住条件を獲得する場であるが、これらの集落を類型化できないものであろうか。それを行うためには、集落のなかにある各家族、各家の実情をみなければならぬ。

四

現在の農村は、農村とはいいながら、兼業、混住化が進み、農家だけとはいえない。そのなかで農家は、個々の家では対応しきれず集団的に、集落として資本主義経済に対応している。長野県の山村（ex川上村）などのように三〇アール経営でも中層以上という村で農家はどのようにして生活し得るのか、という問題がある。

こうした農家Ⅱ家は、農業は生活手段のごく一部にすぎない。ありとあらゆることをやって所得を得て生活している。つまり農家といっても農業を理念型として持つようなものではない。農業もその一部であるような生活構造を考え、これを類型化してみる必要がある。農用地を基礎的な資産として、定住志向をもつことが農家なのであり、それを誰かが何時かは継ぐという目標をもっている。その実現のために、兼業でもなんでもあらゆる方法で生活しているのが農家である。

これは、典型として農家らしい農家を指定する従来の考え方とは異なるものである。専兼的という農家分類でなく、もっと全生活構造的な基準を必要とする。

こうした場合、村あるいは集落というものも、構造的な概念ではとらえられないであろう。いうならば、多種多様な生活様式の実現のために集落が必要になっている。そしては運動のための村、あるいはそのための組織としての村となっている。構造改善の成功事例も計画通りに成功したものは少なく、試行錯誤の努力を重ねてたまたま成功したともいえるものが多い。その努力の社会的関連が村としての運動となって現われている。

集落のリーダーもまたそうである。リーダーは育成できるものではない。リーダーとなった人は、集団の試行錯誤の努力のなかから生み出される。いわば不確実な状況で、ルーティン化してやれない時に、そのなかで方向を探り出し、治まりをつけた人がリーダーといわれる。そのリーダーのサクセス・ストーリーでなく、その人が認識していた集落像を明らかにし、努力の軌跡のなかで集落をどう観察していたかが問題である。リーダーがそこから何を発見し発掘したか、そうした動態のなかに、現代の集落の意味があると思う。計画がそのままでは実現できず、予想不能なところでさまざまに頑張っているのが、現実の集落の動きである。共同体解体後の村の実在性をその点からみていきたい。

（要約文責 山内 太）

長谷部報告について

最初に用語の意味が問題となり、まず嶋田から、所有レベルの同族団と経営レベルの同族団の意味について質問があった。これについて長谷部は、これは長谷川氏の論旨について藤井氏がふれた際用いられた語で、同族団を所有の面からみた場合、相統的等の面で親族関係が基軸としてとらえられるのに対し、経営の面からみれば、労働組織や小作関係など非親族家を含む同族団が浮び上ると説明した。さらに、この所有関係―親族関係を中心にみるというのは、いわば社会学の切り口ではないか、という長谷部に対し、細谷から疑問が出され、親族と血縁をみるのも、経営機能を見るのも、ともに社会学の対象となるとされた。また岩本から、所有―親族の面が重視されるのは、むしろ個人の自立化傾向と平行するもので、血縁が問題となるのは近代に近づいたときであるという意見があった。近世初期では、親族・非親族という血縁関係の有無よりも、経営や労働の面から、非親族をも血縁規範でとらえざるようになっていたことが重要であろう。竹内も、親族的同族団と家連合的（非親族を含む）同族団も、原初形態では区別がなかったと考えていた。親族的系譜関係だけを重視することには無理があるのである。

つぎに、親族分家と非親族分家の相違に関連して、非親族分家や名子は、家産を分与されても一代限りで代が替れば再給されるという有賀・長谷川両氏の見解について、菅野から疑問が出された。これはヴェーバーの恩給制と同じというが、果して日本の名子がそう

であったかという問題である。岩本は、岩手県津軽石村の近世名子の例として、「永々名子として」子々孫々までという表現もあり、再給の手続はみられないとした。安孫子も煙山村の例から名子は個人が名子になるというより、名子分家となったときは、家が名子として続くのであって、個人の代替りにとらえられているとは思えないとした。むしろ、親族・奉公人・名子という差違が厳然としてありながら、分家として共通に扱われる面があることこそ、同族団の特質であると考えるのである。菅野も、ヴェーバーが示したのは、支配階級の中で國王と領主との関係が自立した個人という性格をもつとき生じたもので、労働組織としての分家関係で再給という観念が出るとは思えないと述べた。

ただこれは石神村の事実にも関わることなので、さらに有賀氏の研究にあたることにした。

つぎに報告者長谷部より、長谷川氏が重視する、家・屋敷地をもつか否かが家の自立にとって大きなポイントとなるという点につき、有賀氏はこれを名子の問題を解く鍵とするのは難かしいといっているが、この点はどうかと質した。竹内は、有賀氏の論も変っているので、「農村社会の研究」の段階では、柳田氏の「親と労働」に拠っているのだからと思う。そこから喜多野氏との論争もあつた。経済史からいえば、家・屋敷地の所持と家の自立という視角も出てくるだろうと述べた。菅野は、家・屋敷地がないから自立していない一人前でないということではなく、自立すれば必然的に家・屋敷地を持つのではないかと、自立の実態が先でないかと主張した。これに対し、安孫子は、近代の南郷村の例では、経営的には自作・小作上層を上廻る内容をもつ大小作農が「借屋」層であるために、部落

寄合にも出席できず、家主（地主）の監督下で村生活をしていることを述べた。つまり身分規定として家・屋敷の存在が考えられている。名子抜け・借家抜けというのは、別な地主―名子の関係に基づくのである。また岩本は、屋敷地は中世では別な意味があり、集落自体が屋敷といわれることもあり、垣内の意になる。近世では、農家の居住地が道路沿いに作られ、それが一人前の根拠になってくる。その他人の屋敷内に家を建てても一人前とみなされない例もある。つまり屋敷は制度的に一人前の基準となっていると述べた。竹内も、屋敷を持つことが百姓としての賦役負担の根拠なので、それが一人前と見なされるとした。また安孫子は、屋敷地を借りることは所有関係に関わることであるが、その地代は労働地代であり、その労働は家主の経営に使用されるので、所有―親族関係、経営―非親族関係という明確な区分はできないとした。また、名子分家の経営的自立というが、それが名子抜けをしたらどういふ分家になるのか。名子抜けとは宅地代としての労働を出さないということだけである。さらに親族分家の方も、分家当初と数代経たにあとでは位置づけも変るので、親族・非親族という区分がそんなに大きいとは思えないとした。

ここで細谷から、社会学では、家アプローチと家族社会学アプローチがあって、前者では歴史の人と共通になる面が多いが、家族社会学アプローチでは親族関係が中心となり、歴史学との接点が高い。問題は、親族といえは限りなく広がるので、そのなかで家族の範囲をどう決めるかが問題となる。家というと家業経営の集団という意味が大きく、非親族が入っても本質はあまりちがわらないことになる。家族関係・親族ではその点が問題となってくる。現在の家は家計も

分散して、家アプローチが困難となり、親族アプローチでないと思味がないのかもしれない。長谷川氏の問題提起は、そうした後の時代とのつながりを考えると親族同族団をとりあげる意味もあると思うと述べた。竹内も家と家族のちがいはあるし、家としてとらえることの意味は大きいとした。有賀氏も家でもとらえたが、そのなかに非血縁家族も入れて家と家族と同一視した。長谷川氏はそれを区別することを主張しているのである。安孫子は、近代に近づくにつれて家より家族が大きくなるので、家と家族の段階的関連を考えないといけない。現代では家どころか家族すらも解体している。やはり家か家族関係かではなく、両者の関連として一本の視点にしたいと考えた。

最後に、長谷部から、現代については長谷川氏の指摘した二つの視点が有用であろうが、近世の分析をこの手法でできるかという疑問があった。そこでは二つの明確な分離が必要かということである、という問題意識が示されて、討論を終了した。

佐藤報告について

まず用語について、斎藤より、混住化と兼業化とをどのように区別しているかと質問があった。集落をみると兼業化が混住化に至る過程を問題とするのか、それとも他から入居の混住も含めているのかという点について、佐藤は、後者もあるが、対象村は前者の傾向が強いと答えた。また、農家についてセンサスの対象としては農家であるが、意識は農家でないのが多くなっているが、ここでの農家とはなにかが問題となった。とくに全面委託の家は農業から完全に離れているが、これをどう扱うかという点でセンサスの基準のよ

うに農業生産手段を所持していれば、経営がなくなるとも農業として考
えられた。なお、新池は本郷に対して、新しい開拓集落で、かつ
ては枝郷として扱われ、これが現在の蔑視につながっていることが
確認された。

本論に入って、まず安孫子が、機能的集落はなくなっても、集落
への定住化志向が強いというが、それはどこから出てくるかを問題
とした。佐藤の問題は、定住志向の強い人が、そこでいかに生活す
るかを考え行動した時、共同関係として集落的なものが背景に出て
くるという点であった。安孫子は、村の外部からの波に受身で対応
していく過程で共同性・集落的なものが出てくるのはいいが、問題
はその外的条件に対応して外部に脱出することなく、そこに留まっ
て対応しようという根拠を問題にした。単に外部に生活条件がない
ということだろうかということである。これについて、定住志向は
無自覚ということもあるが、計算上の志向が強まっている、とくに
通勤兼業条件があれば定住志向は強いという実態があるという回答
があった。

集落的なもの、共同性が生じてくるのは、明らかに個別経営・個
別の生活が前提としてあり、その補充・調整の意味からであると佐
藤は述べた。これに対して細谷は、一九六〇年代七〇年代始めまで
は、部落ぐるみで折合ってやれたが、機械化の進行は個別大経営を
可能にし、それで部落ぐるみの共同はなくなり、個別経営にプラス
になる範囲での、小規模、単純機能の集団だけが生れることになっ
た。外からの波で何らかの共同が必要となったと考えられるとした。
その場合もなぜ脱農・離村をしないかは問題として残るのである。
ついでその定住志向の内容について、細谷から、兼業化の問題は、

いまや零細農の農業か兼業かの選択でなく、大農家も含めて、複合
化か規模拡大か、または兼業かという形で、同一レベルの選択肢の
一つとなっている。その選択で生活を支えていると指摘された。ま
た、ライフサイクルのみにても、農業の選択は世代ごとになされ、
隔世代農業ということもあり得る。つまり、生活は農業という単一
職種だけで考えられない状態にあるとされた。にもかかわらず集落、
定住志向が存在し続けるのである。

斎藤は、この村的、共同組織の内容として営農組織・町村会など
が出されたが、それがなぜ集落という枠にしばられるのか、生活世
界、定住志向の計算で、集落利用が得ということになるのか、既存
の社会関係の利用が有利ということかと述べた。安孫子は、この点
で、集落がすでに意志決定機構でなくなったとしても、なお合意形
成という受身の面での機能はある。それが、伝統的なものとして継
続しているのかどうか、とにかく何かをやるときに集落の合意形成
機能が、上からも自主的なものにも利用されている。岩本は、その
機能は明治以降の行政末端機構の機能が、固定的に残ったものと考
えられないかと指摘した。

そこから、相続や離村のときに、集落はどう関わるかが問題となっ
た。土地が資産化し、家が生活の場という近代性が強まるにつれ、
個別性、個人性が強調されるので、合意形成の意味も弱くなるので
はないかということである。つまり、集落の機能がバックアップで
きる範囲は次第に小さくなり、個別経営・個別の家の生活が前面に
出てくるのが実態であろうとされた。この場合、集落的なものも機
能は特定分野に分化し、それに関わる人も各家のなかの特定の人に
分化していくことが指摘された。

(文責 山内 太)

関東・東京地区研究会記録

日時 五月二十六日

場所 中央大学駿河台記念館

出席者 相川良彦、渥美 剛、荒橋 豊、磯辺俊彦、大友由紀子、

大森正之、ガボリオ・マリ、柄澤行雄、川本 彰、小林公

能、清水みゆき、白井宏明、杉原たまえ、宋 金文、高橋

明善、中沢進之右、中道仁美、長谷川昭彦、原 理夫、松

田苑子、安原 茂、渡辺兵力

報告 家の社会構造—諸説整理を中心として—

農業総合研究所 相川 良彦

一 「家」研究の課題

一九八八年村研大会で光吉利之は、①家族構造は家族規範と生活状況との相互作用において決まること、②家族規範には、成員自らの規定、成員と物的装置との所有関係、成員間の関係を規制する役割が含まれること、③わが国伝統家族には、直系制家族と非直系制家族の二類型があり、それに対応した集落構造の類型化(同族型と地域的キンドレッド)の存在すること、を主張した。また、正岡寛司は、「家」研究において社会制度、集団・組織、個人の志向・行為の三つのレベルがあること、今日の課題は各々の概念と相互の関係を明確化しそれらの階層のダイナミックスを説明する分析枠組み

をつくることにある、という。

本報告の課題は「家」という社会構造を、成員間の役割分担、経済との関連(土地所有・相続)、意識の三つのレベルで捉え、かつそれらを統合した社会的・歴史的存在としての家の社会構造をトータルに提示することである。ここで、研究方法として制度論的アプローチをとる。制度論的アプローチとは、三領域各々において個人が功利的・情緒的に行為する状況のレベルから行為が規範化・規則化され制度として固定されるまでのレベルがあり、それらの社会形象化と制度としての展開のプロセスを研究対象とするものである。

二 「家」研究の諸説整理

(一) 家族社会学の成立(形態・機能論→機能論&構造論)

「1」形態・機能論

戸田貞三は、家族の集団的特性として、①家族は夫婦、親子など近親者集団、②成員の感情的融合にもとづく共同社会、③成員間に従属関係、④経済的に共産的關係、⑤種族保存機能、⑥宗教的共同、の六点を挙げる。そして、より普遍性のある項目こそ家族の核であるという視点から六項目のうち、⑤、⑥はマイナーとして除外し、①と②を基礎にすえ、③、④はそこから派生するところの機能だとものである。他方、有賀喜左衛門の場合、④物質的な生活保障と経済的な共産的關係を最重視する。有賀は、伝統的「家」の構造を、「家」の財産への権利意識をもってする生活共同→秩序づけられた生活諸機能の分化・連関と役割の遂行→成員の感情融合という秩序で捉え、大家族の典型事例研究を通じて例証していく。

ところで喜多野清一はM・ヴェーバーに依拠しつつ「家」概念を

整理し、かつ二元論的に両論の接合をはかる。すなわち、「家」とは伝統的權威にもとづいて定められた「家」諸規範を行使する家長と、それに人格的に恭順し服属する家族成員との結合・共同を核とし、経済的共同や感情的融合はそこから派生する。と同時に、もう一方で「家」も又家族にはかならず、家族的小結合の基体をもっている、と。

周知のように、戸田―喜多野と有賀との間には、「家」をめぐる密度の濃い論争があった。青山道夫によれば、論点の一つは、有賀の喜多野批判：喜多野のいう『核としての小家族』は小家族を家族一般の構成原理ないし単位として抽象化するために、歴史的社会的現実としての家族を説明できない。

喜多野の反論：核としての小家族結合は、家族結合の本質に基づく理論的帰結であるから『歴史的社会的現実としての家族を説明』するものではない。しかし、それは現実の歴史的社会的家族を家族として規定する理論的基準を与えるものである。

結局、喜多野は有賀が家族の歴史的、社会的現実などといって家族の存在を規制するものが全体社会であるとみているが、有賀が最もかんじんな家族結合の本質が何であるかを理解していない、と家族社会学の立場から批判したのである。その後の家族社会は内部構造論・機能論へと専門特化して、社会的・歴史的な研究視点を希薄化させていった。他方、日本農村社会学は、社会的歴史的な研究視点を堅持したものの、家族構造それ自体の研究を進展させなかった。有賀、喜多野の問題指摘は、結果としての射を射ていたと言える。

〔2〕機能論・構造論の展開

日本の家族研究は、小山隆、森岡清美らの主導のもとに、昭和30年

代以降都市夫婦家族を対象に小集団研究として発展した。例えば森岡において、家族社会学の中心課題は家族という集団の研究である。そして、分析の基礎単位として現代の家族社会学がとり出したのが核家族である、とされる。小山隆は、家族の内部構造を家族員の役割面からとりあげた。ここで役割とは、家族員が家族内の関係構造において与えられる位座と結びついて社会的に期待される行動様式を指す。そして役割行動に対する期待と現実との間のずれを地域・職業・階層差として捉えることにより、家制度崩壊と家族の近代化の過程を明らかにしようとする。マードックの核家族論の影響を受けた彼らの家族社会学研究は、その後、家族機能を細分・性格づけし、また、対個人と対社会へ家族機能を分けることによって、近代化の中での家族の変遷をも位置づけようとした山根常男、大橋薫らの研究へと連なる。ただ、彼らの研究は家族機能の測定技法を持たぬ思弁的な整理学であったために後が続かない。むしろ家族機能論は社会人類学の分野における中根千枝によって、再構成される。中根も、家族と「家」を峻別する。そして、まず家族に不可欠な構成要素を、戸田同様普遍性を基準として四つ抽出する。具体的には①血縁（親子、きょうだい関係）、②食事（台所、かまど）、③住居（家屋、部屋、屋敷）、④経済（消費、生産、経営、財産）、である。その中で家族と呼ばれる集団の最低必要条件を、①親子、きょうだい関係、と②寝食を共にする、の二つにおく。次に直系家族の構造原理は父―息子の継承線にあり、その背景には「家」という明確な社会的単位の存続がある、とみる。この「家」を形成する必要条件は、③家族が居住し、その基盤となる④財産を含む経済的関係のあることである。その結果、「家」においては、家族と生活共同体、

財産共有体の範囲が一致し、明確な単位としての独立性を保持することになる。

マードック・戸田—小山のもう一つの流れは、ウォルフらの勢力調査技法の適用等と相混って夫婦の分業、勢力関係等の実証研究へと発展し、家族社会学の中心的分野となる。ただ、その研究は対象を都市家族の、家族員間の役割関係に限ることによって、歴史的、社会的視点を希薄化させていった。この家族の内部構造論研究は、農漁家家族の調査研究にも適用されることになる。この分野での適用例は数少ないが、兼業化・都市化の農家への影響をみるという歴史的・社会的視点への配慮はなされているようである。

鈴木栄太郎によれば、家族は家族員がとり結ぶいろいろな社会関係の累積体であり、この社会関係の網の目には一定の秩序がある。そして家族員には家長との社会的距離に応じた一定の位座が定められる、とする。湯沢雍彦は漁村家族の権威・勢力関係について、①都市家族に比べて妻優位型が多い、②日常的事項は妻に決定が委ねられている、③家族の権威構造にもっとも影響するのは、現在の家族構成と夫婦の就労内容である、④都市化は、漁業従事者に多い夫婦一致型、妻が海女である家族に多い妻優位型を減少させ、夫婦分業型を増加させる、等の特徴を見出した。長谷川昭彦によれば、①農家二世代夫婦の生活分離は農業経営、農業収入、炊事面で小さく、会計面でやや大きい、②専業別では、農業収入を除いて、兼業農家の方が分けている割合が高い、③家事細目の決定では、父は資産所有面で、妻は家事の一部と子どものしつけ面で、決定権をもつ割合が多いものの、概して夫が決定権をもっている。そして、家族関係の近代化につれ、生活の分離が起きるが、まだその程度は部分的に

とどまる、と結論づける。光吉利之によれば、山村は漁村に比して、家族の連続性意識において強く、逆に、夫の権威においては弱い、という。そして、その理由を、直系制家族構造をもつ当該山村の場合、兼業多就労化にともなう家計の安定によって家族の直系の連続性は維持されるが、家長権の緩みもまた生じるからだと説明する。

報告者は、伝統的な家制度の濃厚な直系家族（東北地方、「家」型）と家制度の弱まった直系家族（西南日本、弱「家」型）、そして直系家族ではあっても生活様式が個人化して夫婦家族的になった農家家族（都市近郊や畑作地帯、非「家」型）の三類型に分ける。①役割分担は、いずれも家族分業型が多く、その明確度は、非「家」型▽「家」型▽弱「家」型の順になる。ただし、役割分担の仕方は「家」型において担当者の専決が一般的なのに対し、他の二型では複数で分けあう（相談しあう）形が増える。②概して世帯主の決定・担当する項目が多く、妻は会計を決定・担当する、③父は所有権、あつぎは農業経営権にかかわる割合が多い、④隠居と資産相続とはごく部分的のみ関連する。⑤隠居の発生頻度は、非「家」型▽「家」型▽弱「家」型の順である。概括すれば、非「家」型では、生活の諸契機に依じて隠居が意識的に行われているのに対し、「家」型と弱「家」型とでは仕事の分業を契機に、生理・就業条件に応じて自然と行われるのである。その中では、「家」型の方が弱「家」型より明確である。なお農村での兼業化の進行は、①専決を減少させ、家族協議を増加させる、②役割分担を不明確にし、隠居を遅らせる、等を指摘した。

(2) 社会経済学的家族論

経済条件が社会構造に与える影響面に焦点をあて、①近代的土地

所有の性格と小農の行動様式、②戦後農家の資産相続のあり方、について論述する諸研究を取り上げる。

「1」近代的地所有権と小農の行動様式に関する諸説

川島武宣によれば、封建的土地所有はゲヴェーレである。そこでは、事実支配そのものを権限からはなれて独立に保護してはいないの
で、「物支配の保護を物支配の事実と不可分ののみ認めるとい
うことが基本原理」となっている。所有の対象は「価値」ではなく「利
用」であり、物権と債権との区別が確立されていなかった。小倉武
一は、封建的土地所有権との対比で私（地主）的土地所有権という
概念を提起し、近代的地所有権はその外延あるいは典型と位置づ
ける。そして、封建的土地所有権は、土地の領有（所有権）と保有
（用益権）とがそのまま上と下への拘束支配に結合するのである
から、用益権は所有権に従属する。つぎに地主所有権にあっては、
封建的土地所有権のごとく所有権と用益権の本来的分離ではなく、
所有権から用益権が後来的に派生する。しかしこの派生した用益権
は、所有権に従属している。さらに近代的地所有権においては、
土地所有権は観念化され、一切の人間関係から切り離される。土地
所有権と用益権とは契約により対等の立場で関係しあう、と規定す
る。さらに、稲本洋之助は、近代的地所有権の近代性を、土地に
投下された資本が土地の私的所有ないし商品化にかかわらず、土地
所有と対等の関係において保障されるような法的仕組みに求める。
次に、これら土地所有権と社会関係のかかわり方を整理する。

川島によれば、封建制社会は、物（特に土地）の利用とそこでの
具体的な人間対人間の関係（領主と隷農、主君と家来、村落民相互
間）とが不可分な一体をなした社会であった。他方、近代的所有権

はその私的性質の故に、一切の人的関係から分離され、単純に物質
に対する権利となり、同時にその反面において人間対人間の関係は
物財に対する所有関係から分離された単純な人的な関係となる。そ
のため、近代的所有権は常に現象的には私的支配でありながら、そ
の背後には全資本制社会の生産・再生産の構造が存在するのである。
具体的には、明治の制度改革は土地所有者へ私的所有権を与えるこ
とによって、所有と契約の分裂をもたらした。その中で、零細な農
業生産様式をひき継ぎ、封建的な経済外強制（家族・集落の共同体
的關係を含め）が地主—小作関係に移転し引き継がれた明治前期に
おいては封建的な制限や拘束への対抗から、所有権の私的性質のみ
が前面にあらわれた。ついで、私的性質の絶対化・乱用に対する対
抗・修正という消極的な形で明治中期以降に、所有権の社会的性質
が意識され主張されるようになった。小倉も、地主的土地所有権は
封建的土地所有権慣行の一部を継承した、とみる。なぜなら、それ
は用益権が所有権に従属するという点で、封建的土地所有権の性格
を一部具有するからである。そのため明治前期の地主—小作関係は
近代的側面と封建的側面の二面性をもつ、と考えている。

有賀喜左衛門の土地所有権と社会関係との関連は同族論として知
られるものである。大家族に内在する家長と家族員との結合は、大
家族を中心に結成される同族組織の結合原理に拡張される。その場
合、大きな経営の本家は耕作に労力を必要とするので、分家に土地
を分与・貸与し、替わりに労働を調達する。この両者の関係が庇護
—奉仕関係という同族関係として現れる。この同族結合は「民族的
性格」であり、地縁の關係にすぎない集落内の農家の間でも実力差
がつくと、顕在化し同族的系譜関係として展開する。

農業総合研究所グループの豊原村調査は、山形県庄内地方の封建的土地所有から私的土地所有への推転過程を具体的に捉えている。磯辺俊彦によれば、初期本百姓経営においてとられた質入れ形態Ⅱ「俵田預作」慣行の特殊性は、農民が縁故に預けたその土地のうえでお自ら働き、その土地の生産物のすべてを渡口米として提供する、一種の請負耕作類似の関係であったことである。それは、実質的には未だ人と土地とは未分化の状態を保持していたのであり、生産物の一部分を提供する、いわゆる小作関係であったのではない。この渡口米の固定化と水稲反収の漸進的な増大の過程で、地代がその土地で生産される生産物の一部としての剰余労働部分となることにより初めて商品化されることとなる。それは地主制の新たな関係への移行の開始を意味していた。地租改正は、すでに進行していたこれらの諸関係の変化を追認し「俵田預作」を崩壊させ、現物地代に立脚する寄生地主制を形成する制度的な画期をなした。

だが、商品経済・生産力の発展により、所有権と利益権の連動なき分離が農業経営の保全にとって弊害となり、且つ所有権優位にもとづく高利小作料が農民取り分増額要求と抵触するに至る。そしてそれは農民の労賃範疇の自立化を軸にしつつ明治農法の定着・小作争議というプロセスを経て昭和期に小作権の価格化という形態へと転移する。そこに寄生地主的土地所有にたいする小農的土地所有の新たな重層性の形成をみるのである。

報告者もまた同集落において、藩政後期に年季売買の形で進んだ土地の商品化は、本来表裏一体であった身分としての百姓(株)と土地保有とを事実上かい離させていたこと、地租改正はそうした年季売買慣行を踏襲すると共に、私的土地所有権の付与により土地商

品化を一挙に促進させたこと(それは、明治前期における土地流動性の高さ、土地の売却相手が酒田などの商人で族团的・地縁的關係にとらわれぬところ等に端的に示される)、他方で、土地売買形態の多様さや土地売買価格差に土地商品化の過渡的形態(土地市場の二重性)を、また小作料の高額さと小作権の不安定さに土地用益権に対する土地所有権の優越、を見出すのである。

明治中期以降、土地所有権優位に片寄りすぎた地主小作関係に対して、是正が求められるようになる。明治中期から大正期にかけての土地流動形態の抵当と売買への限定化と流動面積の減少、借金相手の酒田商人から銀行及び周辺農家への変更、小作を集落の介在により秩序正しく行なおうという申し合わせ条項、大正末から昭和戦前期にかけての耕作権の商品化と地主制の後退・小作農の自作化、などにそれは現われる。また、土地流動における保証人に占める集落内農家・親族(身内)割合の増加は、明治以降強化されつつある「家」制度と変質した集落結合の再編の動きを投影する、と考える。

戦後の農地移動の停滞性・社会性を、農業経済学者は経済体制と小農の行動様式から説明するのが一般的であった。たとえば小林茂は、戦後の日本独占資本の収奪機構のもとで農民の上向分解の道はとざされ、他方下向分解の圧力のもとで多数農家が零細なままとどめられたことに求める。小農の技術を適用して零細地片の耕作に従事させられるとき、耕地の個別生産性に眩惑されて、己れとその個別的耕地とのいわば人格的結合関係が擬制的に農民の意識のうえに形成され、それが、土地への強い執着となって現れるからである。

同様の点を綿谷起夫は次のように論じた。労力が商品形態化していない小農は、自家労働を評価しない。彼らの手取部分(粗収益)

物財費—租税公課—負債利子)は、自家労働費を支出として天引きしないままに純収益—儲けだともみなされる。そして、この経営の純利益は土地所有と経営が未分化なために、自作農的土地所有(独占利用)の所産として意識され取得されるのである。ここから生じる自作農の物神的性格が、上・下層農家間の小作関係や雇用関係を単なる商品経済関係にとどめることなく、人格的庇護—從属関係にまで変質せしめるのである。

磯辺俊彦は、戦後自作農の農地貸借行動を次のように論理化した。自作農の借入(請負耕作)において、異質な二つの採算論理が存在する。一つは、専ら土地単位当りの受託所得と委託所得のバランスを重視する考え方、他方は兼業労働との見合いで受託手間賃を計算する考え方である。この請負耕作の二重の採算性を包摂し調和させるために、自作農は自家労働を二重に評価する。自作地では年間の生計費が賄う必要からそれに見合う高い自家労働水準で、借入地での受託手間賃は臨時的な追加収入とみなされ、農外の日雇労働に見合う程度より低い切り売り労働水準で評価するのである。つまり、借入地に対して、自作地ベースならとても採算のあわない高額地代が支払われるのである。その結果、自作農体制下の借地拡大は、自作地での余剰を食いつぶしていく意味で、量的にも採算的にも狭い限界内に閉ざされた借り足的な性格のものになる、という。

ところで、戦後自作農の変質を家制度とのかかわりで労働力面から論じた農業経済学の諸研究(大橋一雄、並木正吉、梶井功、要旨割愛)がある。労働力に注目したこれら論稿は、家制度の破壊と農業構造変動のきざしをいち早く捉えたが、小農あるいは土地所有の考察不足からその予想は大胆にすぎたきらいがある、と評しえよう。

「2」農家資産相続に関する諸説

土地所有と家族構造の交叉する一つの局面として、資産相続がある。まず、中川善之助によれば、相続の本質は財産の承継である。家制度は、構成員全員の財産共有もしくは総有であるが、家長の権威の強化により家長個人の財産・家督の単独相続という側面が濃くなった。ところで、資本主義の発展と共に、すべての財産は個人所有を基調とするようになる。そしてこれが家産的所有と衝突する。相続形態を決める家族の枠組みについて、利合信義はいう。直系家族において、農業経営を担うあつぎと他出を予定される次三男・娘との間に利害対立がある。前者は経営規模維持を望むのに対し、後者は財産分与により生活保護されることが望ましいからである。中尾英俊は、相続類型およびそれを規定する経済条件を整理する。東北農村は家維持の原理に支えられて単独相続が多い。商業的農業の未発達、農業経営の粗放性が、大きな経営面積と豊富な労働力の確保を必要とするためである。他方、西南農村は分家や土地以外の財産の分割が比較的に多い。集約的農業経営と農外労働市場の発展が小経営の分立を容易にし、財産の動産化も進めるからである。

兼業化・都市化の発展が相続形態に及ぼす影響については、一般的に次のように言われている。兼業化の一定段階の進展は、直系家族側には兼業収入の増加による農地確保の必要性の減退、また傍系家族側には雇用の不安定さによる家計補助のための農地分割要求の増大、をひき起こす。いずれにしろ兼業化により単独相続が減り、分割相続は増えるのである。都市化は、零細な農家の零細な地片分割を増加させる。農地が生産手段としての単位性を弱め、むしろ財産視されるようになるからである。

報告者は農家資産相続の枠組みと規定条件を次のように考える。

農家相続は、自家にとどまる直系家族員と他出を宿命づけられる傍系家族員との財産をめぐる対抗関係の中で決められる。両者の対抗は、地域一般に存在する相続についての社会規範により調整せられる。親から子への資産譲渡は経済的には蓄積された資本（土地を含め）の継続・再生産の仕方を意味するので、そこから土地所有の性格（家産的、生産手段的、財産的）をうかがい知ることが出来る。そして実態調査結果は、単独相続が主たる形態ではあるものの相続形態に地域差のあること、その背景には「家」構造の違いのあること、農業の集約度・商品作化や生産力水準・生産規模あるいは農外労働市場の普及度が地域差を生む経済的条件であること、兼業の進行は農地分割の減少と農地外の財産分割の増加（生活手段および家産としての農地所有の根強さ）を、都市化は零細地片と農地以外の財産の分割増加（農地の財産視）をもたらしたことを指摘する。

(3) 農民意識研究の展開

福武直は、現代農民の社会的性格を、伝統的・非合理的なものから新しい性格への変化の過程と考える。伝統的農民意識は、戦前の地主的土地所有制下の零細な家族経営を原型とする。そこでは、人口過剰により、土地こそが「生活の糧を生み出す」源泉であり、稲作中心の、労働集約的で、かつ生産力の低い農業が営まれていた。このような事態のもとで、農民は「自己の労働の評価を棚上げして」「家」に結集し、「家」は家長を中心とする上下の役割分担関係の位座に家族成員を組み込むことにより、その再生産をはかるのである。同様の事情で、農民は、村落（共同体）や身分階層的秩序（地主・小作関係）にも組み込まれ、それぞれの分限を守り、規制・支

配に服することで村落社会の中で存続することが出来たのである。

福武の論理には、「存在と意識の関連」に関する部分と農民意識それ自体の内容に関する部分との二面が含まれている。そして、前者を承継したものに、島崎稔、細谷昂の説がある。島崎によれば、農民意識もまた、「存在が意識を規定する」宿命に沿って、階層分解との対応関係の中で、動的に把握されなければならない。細谷もまた、農民意識が農民層分解により規定されるという立場にたっている。ただ、両者の間に介在し、その対応関係を屈折させるものとして、「家」の構造、村の構造、社会運動（そこにおける組織と指導、イデオロギー教化）を挙げる。農民意識は、社会運動を介して階級構造に規定される、とみる点に特徴がある。他方、後者＝農民意識それ自体の内容を継承し、論議を進めたのが蓮見意彦である。氏は言う、戦後農村の近代化において、その内的要因としての主体性の問題を避けては通れない。ここで「内的要因」とは、「農民の生活態度」であり、それはまた、家計と営利の分離の上に、伝統主義と決別して成立する「合理的精神」を意味している。ここで伝統主義とは、『従来日常の習慣として行ってきたところは、いささかも違うべからざる行為の規範なり』とする精神的態度および確信を意味する。

70年代以降、従来とはタイプの異なる農民意識研究が始まっている。一つは、調査対象に即した綿密な観察や詳細な聞き取り等にもとづきつつ、トータルな農民意識構造をやや直観的・思弁的に抽出し、理論仮説化を図ろうとする研究である。

村田迪雄は、農民の社会意識を次のように抽出してみせた。「ムラ」は「抗争社会」であり、その深層に「親子の間ですら、土地

を媒介とする厳しいゲゼルシャフト関係」が存在する。ゲマインシャフトは、表層にかぶさる「ムラの上層構造・タテマエ」なのである。「隣保相せめぐ競争」社会の故に、「ムラ」の都市化(商品経済)の波に我先に進み、「農業社会のエートス」を失い、「亡ぶ」のである。この「ムラの死」とは、「イエ対イエの緊張関係の消滅」であり、それは具体的には、「テリトリイ意識」の消滅、成員の「集団のエートスに対する無知・無関心」等で測られる。

もう一つは、一般の意識研究では既に広く普及している多変量統計手法を適用して、意識の分類や要因分析をする研究である。例えば、藤田利治は、意識調査で得たくらしの充実感ないし精神的な健康についての十五の意識項目を因子分析により四因子に集約する。具体的には、第一因子は精神病理的反応、第二因子は拘束感・疎外感、第三因子は対人関係、第四因子は信心、と解釈される因子である。次に、これら因子の意識(スコア)が、それぞれ経済条件、地域、個人属性によって影響される度合を数量化人類により測定する。その結果、精神病理的反応には、「健康状態」と「年齢」、拘束感・疎外感には「本人の仕事」、対人関係と日々の楽しさには「健康状態」、信心には「年齢」、「性」、「県」、がそれぞれ効いていること等を指摘した。

報告者は、「家」意識を社会規範として制度化されている度合とそこでの論理体系の二側面から論じている。第一に、「家」論理は位座に応じた役割観、質素節約を旨とする生活観、刻苦勉勵の勤労観、和重視の社会観、土地重視と先祖崇拜など広範囲の行動規範の束により構成されている。そして、それらが家産の維持継承を目的として秩序づけられ、価値づけられるのである。ただ、道徳的な倫

理観から経済的な生活観まで含むその体系は、互いに関連し、脈絡をもってつながる故に一つの傾向を帯びる。全体に経済合理的な価値観が貫かれるのである。「家」意識はそうした自律的な体系として存在する。第二に「家」意識のもう一つの特徴として、それが社会規範として自立し制度化されていることを挙げうる。広く一般に支持されていること、経済条件より、年齢・続柄など属性条件に左右される度合が大きいこと、等に我々はそれをうかがい知ることが出来る。規範化された結果、人々は伝統を重視し、リジッドで規格化された行動をとるようになる。今日において「家」意識は、親子・夫婦の情愛の日常的やりとりの中に潜在化し、あまり意識にのぼらないが、「家」を単位として行動し、土地を家産として尊重する意識は堅持されている。

三 「家」構造の総合的把握にむけて

マルクスは、経済と社会、意識を峻別し、矛盾するものとして捉え、推転する経済が所有を媒介として社会、意識を規定するとみた。だが、経済と社会、意識を統合するメカニズムは、所有を媒介とするルートだけでは限らない。中根千枝の提唱する「場」の論理は、「場」を社会集団の構成要素として考えるのであるが、それには、①対象が生産手段というより資源、また経済というより生活といった広がりを持ち、②対象との関係の仕方も、排他的・独占的な所有にはない共同あるいは占有の概念を含んでいる、ように思われる。中根のいう「場」論とは次のようなイメージである。

社会集団は、二つの異なる原理「資格と場」により構成される。ここで、「場」というのは、一定の地域とか、所属機関などのように、資格の相違をとわず、一定の枠によって、一定の個人が集団を

構成している場合をさす。同質性を有せざる者が場によって集団を構成する場合は強力な恒久的な枠、たとえば居住あるいは経済的な外的な条件を必要とする。

清水盛光は、集団を構成する社会関係の特質に関し次のように整理する。社会関係は相互に限定しあう意味関係として形成される時、はじめて持続的でありうる。意味関係は、志向関係を含み、後者は次の三つのタイプに区別できる。①相互志向関係は、互いにあい対し、自他の差別意識をとまなう、個人の志向として作用する。②共通志向関係は、互いの関係が同じ対象に向かって、平行的に働く。人々の志向は一致し、相互了解が個々人を結びつける。③共同志向関係においては、志向の個別性と自他の差別意識が消滅し、主体の一体的無差別化と、志向の共同的単一化とが成立する。さて、集団は目標志向の共同を本質とする。目標志向の共同とそれにもとづく協働関係は、欲求を充足させる。規範に対する志向の共同とそれにもとまなう規制関係は、集団秩序を維持せしめる。そして、この両者が統一された時に、一体的感情が醸成される。

種々の「家」論の中で、中野卓のそれは一つの到達点であるように報告者は思う。氏によれば、ローマ法の家父長制と対比して日本の「家」の特徴は、家制度体が家長を含む家成員すべてに対し優越する点にもとめられる。「家」は永続繁栄を目的とした経営体であり、その目的の実現のため独自の構成・運営原理をもつにいたっている。政治的、経済的、社会的条件が自らの生活を保障していくため、そのような家制度体を必要としたのである。家族は「家」の存立において不可欠な中核部分をなすが、家族的結合の原理と経営体としての「家」の原理とは必ずしも一致しない。両者を結びつけ

ているのは、「系譜的連続を家族が、家経営によって求めているためである」。他方、家族的欲求（親子夫婦の人情や個人の幸福）は「家」の原理により規制され、切り捨てられる。

報告者も又、「家」構造を生産力（経済面）と生産諸関係（社会関係面、精神||社会規範面）に大別する。そして、第一に、生産力が生産関係に影響する筋道として、①マルクスのいう生産手段としての土地所有関係を介するルート（経済学的には、市場メカニズムによる剰余分配と蓄積方法）と、②中根の示唆する社会財を含む希少資源あるいは生活の場の占有関係を介するルート（組織原理にもとづく希少財あるいは公共財の利用・配分方法）との、二つを想定する。前者における社会関係は個人または家を単位とした相互作用であり、対等・等価そして経済斉合性（効率・機能性）を原理とする。後者のそれは清水のいう意味関係であり、特定の目的や社会規範により律せられる。

第二に、生産諸関係（社会関係と社会規範）それ自体の構造が問題である。清水に準じて整理すれば、「家」とは目標志向の共同とそれにもとづく協働関係で規範に対する志向の共同とその規制により秩序維持をはかる社会集団の一つということにならう。そして「家」にとって大切なことは、それら（協働関係や社会意識）が制度化（規範化）されているということである。それらは、移り変わる経済状況や本来的な家族的心情との対抗あるいは共同化の中で生成され発展すると同時に、過去から引き継いだ固有の論理・ルールを貫き、その実行を迫るものでもある。具体的にまとめれば、

「家」とは主として血縁者を構成員とする生産・生活共同体である。それは、未だ十分に商品経済（土地を含め）そして生産力の発

展しない段階において、生産手段であると同時に希少財・社会財としての価値をもつ土地——その所有・占有を基盤として結成された家族労働経営体である。経済状況の厳しさ・低さを投影して、土地の価値は労働に優越し、物神化が進行する。そこでは土地は家産であり、その維持・継承が目的となる。そのため、家族員の協働関係は役割分担が明確で、機能的秩序で律せられる。また、意識も先祖崇拜、儒教的な家族秩序観、質素儉約など伝統的な価値観が唱道される反面、禁欲的労働観、組織重視、功利的処世訓など経済斉合的色彩も強い。つまり、「家」は普遍的な家族のもつ社会関係や意識よりも経営体としてのそれが優越し制度化されていること、そのため機能性と規範(的拘束)性を特質とするのである。

△討論▽

司会(高橋)

どうもありがとうございます。一時間ぐらいい討論の時間があるんですけども、いろいろ問題もあると思いますが、最初とりあえず、事実関係についてご質問があればお願いしたいと思います。

柄澤

家族関係についてですね、相川さんは、東北型家族と西南型家族という二つの類型を考えているんですけども、それぞれの家族ですね、内容というのは具体的にはどんなことをこの中に込められているのですか。

相川

この東北型、西南型というのはですね、中尾英俊さんと一緒なんですけれども、基本的にはですね、相続の型によって東北型と西南型に分けているんですね。したがってそこでは、

土地所有の性格が何かというのが一番の基本にあって、それで分けられている。その場合に役割分担関係がどのような特徴を持ち、意識がどういう特徴を持っているかという色付けをしていくということですね。

柄澤 そのへんを具体的に。

相川

だから相続についていえば東北っていうのは長子単独相続型で、西南型は分割なんです。役割分担関係についてはいえば、ここに一応整理してありますけれども、東北型っていうのは一つは所帯主の占める割合が相対的に多いということと、家族間の役割分業が明確であるという点。その逆が西南型です。あと、意識についてはですね、この意識についてはあんまり差が出てなくて、あの、項目のとりかたによりますけれども、意識については規範として規範化されているか否かということ、その規範の自身がどうかという二つがあるんですけど、規範化されているかどうかについては、どちらも支持率が高くて、しかも自立的な論理の体系を持っているという意味においてはどちらも同じなんですけどね。ただ、東北型と西南型についていえば、東北型は財産とかね、そういうことと拘るのが東北で、まあ大雑把にはですね、それで、あのもうすこしこう人間的要素っていうんですかね、血縁とかですね、そういう血縁に伴う役割とか、そういうことにウェイトをおくのが九州あたりだと思いますね。

渡辺

「家」と括弧が外れている家とは何か区別しているのですか。

相川

同じ意味で使っています。もともとは括弧付けていたんですけど括弧付けるのが煩わしくなってきたんです。

渡辺 家と家族とは同じことですか。

相川 家といった場合には伝統的な家、まあ直系型の家をして、これは括弧付きも同じです。家族といった場合には普遍的な小家族結合としての家族をいっているんですね。

司会 渡辺先生とはだいぶ意見の違いがあるでしょうけれども、また後で議論していただきたい。ところで、西南型というのは九州を指しているんですか。

相川 地域の類型としては九州ですね。

司会 末子相続が行なわれているような。

相川 まあ末子相続も、北九州も、西南九州も含めて。

司会 そうすると近畿地方の家族はこれは東北型ですか。

相川 近畿地方は私のあれでは東北型ですね。

磯辺 二十ページで中野卓さんを引用されています、「私も大体これと同じだ」と申されたわけですが、ここをとくにロー

マ法的な家父長制というふうに限定されているんで、質問しにくいんですけども、一般的に家父長制とわれわれ、あるいは戦前とくに昭和二十年代から三十年代にかけて家父長制の崩壊というようなことをだいいいました。その家父長制なるものところで言わんとしている家制度体、先程のなんですか、渡辺さんのご質問にも関連しますが、家制度体というのはやっぱり違うように区別して、さらに家というのと家制度体というのは同じものとして捉えていらっしゃるんですか。そのへん、概念をひとつこう、少しずつ違うものと捉えるんですか。

相川 中野さんのこのローマ法の家父長制ってやつはですね、たぶん喜多野さんとかが言っておられるやつを基本的に

踏襲されていると思うんですね。で、そのローマ法の家父長制っていうのは何か、どういう概念かというと、まあ伝統的権威というのを背景にしてですね、こう、家族員を統制するわけですから、その統制の仕方が、そのひとつは、家長個人の恣意性ということがかなり前面に出ているというのがローマ法の家父長制のひとつの特徴であるというふうには。

磯辺 家父長個人のなんですか。

相川 恣意、自由というんですかねえ、ていうなかで発現されているというローマ法的家父長制の特徴に対し、日本の家父長制における家長はですね、家制度自体がひとつの権威であって、家長もその中の一員として家長の役割を担うという、そういう分担をしているというものであって、家長個人の恣意性っていうのが、比べれば比較的弱いという違いがあるという区別はされているんですね。まあ、中野さんがここで言っているのはそういう意味であると。

磯辺 川島武宜さんが言っておられるような家父長制のあるいは地主制的な家族とはちよっと違うんですね、概念規定の仕方が。質問とも聞こえるんで、後でも結構ですよ。

司会 違うのでしょうか。焦点、ある程度大きな焦点を頭に入れて……川島さんの地主的、封建的……というのは。

相川 だから封建的と家父長的っていう概念は分けるべきだよ。言うのが喜多野さんが言っていて、これはヴェーバーが言っているわけですが、喜多野さんは日本の、そのたとえば同族関係なんというのは一般的には封建的って見られるんだけど、あれは、その家産的だと捉えるべきだと。封建的と家産的の違いは、

封建的というのは一応主人と従者というのが独立していて、そのご恩一奉公のいわばパーターが封建的の中身だけれども、家産的っていうのは、財産の分与をまあするというを基盤において、そこで結ばれる社会関係はいわゆる恭順関係なんです。で、組織されるのが家産的な関係で、それを一般には何か一緒にいたというんだけれども、これは概念は区別されるべきで、同族、社会学で言う同族関係って言うのは、そういう家産的ピエテートと関係があるというふうに理解するというふうに言っていますね。

磯辺 その家産制なるものと家制度体というのはやっぱり違うんですか。

相川 喜多野さんは一緒だって言うし、私もそう思うんです。内容にかかわること何かご意見があったら。渡辺先生は家を村との関係でお考えになってますね。ここではどちらかというところは切り離されて考えられているような感じを受ける。有賀さんを紹介されているわけですけども、家連合の中で家をつかまえる。あるいは村と家との関係で、渡辺先生はつかまえられるわけですけども、そのあたりから何か。

渡辺 今日のお話のような場合に家族、ファミリーと、本当の常家族と社会学で言っている家族は一面であって、その生活共同体の最初の単位としての……。それには今日、報告があったような家というものはねえ、何かあると、そう考えるから、特殊な、一般的には旧い時代の家族に家があって、それが近代化するにつれ家っていうものではなくちやう、というその辺が今日の話のひとつのポイントじゃあないかと私は思う。で、社会学的な一般家族論もあっ

たり、特殊な農村のあれもあったり、漁村の場合はこうだったとか、一般社会学でその家族っていうのは社会学者じゃあないからよく分かりませぬけれども、その家族というものはいわゆる最小集団で、それでスタートしてその中の構成員のいろんな関係が家族社会学の主要なテーマであると思う。それに制度的、今日言われた制度化された家ってものはですね、都市社会にもあるかもわからない。日本の都市社会には完全にあるですね。葬式、結婚式には何々家、何々家と出てくる。いせんとして特殊な場合に突如として何々家が出てきてご本人同士がどこかへ消し飛んでしまう。お祝いの会でも「家」の話があって「個人」の話があって、だんだん個人の話が出てきた。これ、ずっといけば、そういう家的なことがなくなってしまう。そうすると日本における農村の家もなくなるだろう。むしろ私なんかなくしてしまうべきじゃあないかと思っているわけです。けれども、その辺を今日のお話の結論は制度的にあって、まだ自分その機能が残ると、こういうわけですね。制度的というのは制度としての、家がひとつの制度として機能を持って、そのことが、日本の農業のこれからのプラスになるのかマイナスになるのか、これちょっと問題外れですけども、そこそこ私もよく勉強してないから分からないけれども、何かそこそこをひとつご議論して頂けたらという私見です。

司会 あの、たとえば山根さん、森岡さんでも伝統家族の本が極端において、非常に規範が厳しい場合には戦前型ですと直系制家族が出てくる。夫婦制家族と直系家族との間にはね、中間形態がいっぱいあって、流動していると。日本の都市家族の場合もですね、純

粹型というのではなくて、この直系制的なね、そういうような、あの、ここには引用されないわけですけど、まあ核家族研究者なんですけれども、森岡先生なんかどちらかというところね。そういう議論も農村社会学につながるような議論もあるわけですよ。そのあたりのつながり、せっかく提起して頂いたんで、いま、あの渡辺兵力先生のね、おっしゃった議論なんかと絡み合わせて、考えて頂けたらと思っただんですが。この辺り議論ないでしょうか。

渡辺

村がなくなれば家もなくなっちゃう、荒っぽい言い方をすればそうなるんで、村が家を必要としているし、家は村を捨象して、むしろ一つの家の、家族の機能というものを中心にしたお話で、大変勉強になったんですけど、今のお話し、村と家との関係、どうしても家を理解するには方法的に必要じゃないかという、実は前々からの意見です。だけど、その議論は今日の議論としては省略すべきだと思います。この村を省いても家の議論が十分成り立つということ、理解できるんじゃないかと。それは一種の家族論、社会学における家族集団論、一般社会学のそれと農村の、日本の農村のそれとの結びつきとしてですね。

相川

今日のタイトルでほんとは、社会ってのを入れて、集落ってのを入れてたんですね。そのことでもなんだろうって思っていますと、まあ家論やってですね、家論から集落論へつながっていく、あるいは社会学へつながっていくという議論がいくつかあるわけですね。で、それをまあ、検討しようと思っただけです。時間がなくてやりませんが、で、戦後の集落論はですね、そういう家から村へつなげる議論をひとつ横においてね、それでない論理

をどう見つけたしていくかという、たとえば渡辺先生のやつも出てくるしねえ、いろんなやつが出てくる。そういう議論展開であったんじゃないかと思えますけれども。

司会

渡辺先生、そのあたりでご意見ありませんか。

渡辺

あの先程からの続きになりますけれども、家父長制と区別した意味で、家父長制、典型的にはヴェーバー的なものを考えといて、こちら側で、日本の家、括弧付きの家と言われた家制度で、これは家産制であると相川さんは断定された。そしてそれが更に、こう家族形態として問題をつないでいくために、家族形態として、何といたらいでしょうか、直系家族制か、一子相続形態を持った直系家族制というものと、この家制度、家産制ということ、こう、何て言いますかね、連続した概念として捉えてよろしいですか。そう捉えていらっしゃるんですか。

相川

あの、家っていった場合には、川島さんが分けているように家父長制的な家とですね、それと家父長制とまでは分ける人もあれば、一緒にいたという人もあって、私の場合は、一緒にいたにしている、ただ一緒にいただけでも、家父長制的家っていうのは一種の典型であって、一般的ではないと思うんですね。

渡辺

いや質問の意味は、家父長制は、ちょっと今の中野卓さんに従って横に置いておいて、その家産制と、あるいは家制度と言われたときに、その中身は直系家族制を言っておられるのかと、一子相続的な形でもって。

相川

そうですね。

磯辺

で、夫婦家族的な、分割相統的な形態はそこには含めていないと言ふことですね。

相川

夫婦家族と対比する意味での直系家族イコール家というふうにいっているんですね。

川本

よろしいですか。どうも私には整理がつかなくて、家と家族の違いなんですけれどね、最初は家族社会学、家族社会学というのはまず常識的に家族と言ふのを前面に出してやられてきているわけですけど、なんかお話のなかでは、家の方に関連して出てきても家族と家というのは区別されて、お考えになったのか、よく分からなかったんですが。家族とおっしゃって、形態だけというときは家族という表現なんです。

相川

あの、家族と家といった場合に、磯辺さんの言われたい方を、それを片や家というような言い方をしているんですが、ただ、その家のなかにもいわゆる家族結合というね、夫婦家族が持っている結合原理は実は家のなかにも内包している。これは他の人も言っています、そのように思っているわけですね。ただ、それが、そのいわゆる社会的歴史的な家形態から来るですね、いわば制度化された、まあ、家部分ですね、家部分と結合して、家の方がいわば家族の論理を、家族結合の論理といわば同化しているというんですか、そういうものとして、総体として家というのをいっているんです。

司会

川本先生はファミリーといった場合、大変に広くお考えになってる。確かに私はファミリーという形で非常に広いね、集団を考える。それはむしろ古い形態じゃないかという

ようにも僕も思うんですね。ですから概念整理、やっぱりそのあたりを。やっぱり時代とともに変わりますから家族観念自体がですね、変わりますから、発生的なですね、それが歴史的社会的に変わってきた段階の意味づけと、やっぱり、あの整理しなけりゃいけないんじゃないかと。あの、昨日も長谷川善計さんが本送ってくれたんですけど、中世末期の家というものと江戸時代初期の家というのと、ですね、下人などを抱えた、あの何とか体制といわれた、役屋体制の単位とされた。ですから上から権力によって認定された一人としての百姓株と、下人いっぱい抱えていますよね。それが家であるという段階と、それから小農経営体が分離してきて、それが男単独相統に、小さな家ですね、そういういろんな段階の家があるって多少発生的な議論を踏まえながら、歴史推移のなかで何か我々の使っている家概念を整理していかないと、先生のおっしゃっているファミリーがかなりの歴史段階違うようであって、現在でもやっぱりファミリーっていったばあい、ケネディファミリーっていえばあるわけですから、そういうあたり概念整理を、川本先生から教えて頂こうと思つて質問したんですけれど。

川本

形だけは夫婦であつてもね、家っていう表現でいいよな家族だつてあるわけですね。ですから家族と家、その家族社会学では、家族、家族といつて家族論議は終わるんですけども、われわれは……ちよつとごめんなさい、すこし整理します。

司会

まあご意見がございましたらお出し下さい。長谷川先生いかがでしょうか。

長谷川

特に家と家族というのを区別して考える場合にですね、まあ私なんかは非家的家族っていうのを考えてみたいと

思っているわけです。で、今年、私、村研年報の編集委員をやっています。今年、昨年ぐらい沖繩の調査の文献が多いわけですね。そのへんの調査をやっていると、明確には家といえない、あの、家族というのが出てくるわけですね。それをどういうふうに位置付けるかというのはなかなか難しいんです。けれども、一応、非家族的な家族と家的家族というふうに分けてみて、たとえば非家族的な家族というのはまだ、その、家、下からの家制度とか家意識とかじゅうぶん成熟していない。つまり家産制度、さらにいえば小農経営形態というのがはっきり確立していない段階の、そういうのがひとつあるんじゃないかということです。そういう非家族的な家族というのがしだいに家制度が確立されて参りますと、まあ家型の家族っていうんですか、私は家志向型の家族という変な名前をつけていますけれども、そういうふうなものが出てきて、それが更に最近になって参りますと、あの、あんまり、自分の持っている家産、土地ですね、そういうものに、まあ、経済的価値というものが少なくなつて参りますし、新しい民法、そういうような影響も受けてまして農村部分においても、新たな非家族的な家族、これを個人志向型家族と、こういうような名前と呼んでおられますけど、そういう家族形態が新しい家族として出てくるんじゃないかというひとつの仮説をたてて、まあ私なんかこうやっているわけですが、そういうふうな意味です。ねえ、私のそういう考え方にも弱点がありまして、いわゆるまあ家族でない家というのはもう少し違つた、あの、村の、地域社会にひとつの単位であるちゅうようなないいわゆる家父長制のない直系家族というような規定を離れた家という考え方がずいぶんあるんじゃないかと。つまり農村的なネットワークないしは地域社会の

ネットワークというのが、社会関係のネットワークというのが、あるわけですけど、その中に、占めるひとつの位置、というような意味で家というのが使われているんじゃないかと最近思い出しましてですね、何か考えなおさなければならぬということ、ちょっとと私自身もそういう意味では混乱をしておいて、明確に言うことができないというのが現状なんですけれど。あの、まあ、例えば非家族的な家族と家的な家族を分けてみるっていうのはいかがでしょうか。

相川

それはそうだと思うし、東北型とか西南型のあれは直系家族のなかのヴァリエーションみたいなつもりで言っていると思うんですね。そういうんで、いわゆる典型的な家制度から、それが、こう、そうでもない形にいくつかの分類ができると思えますね。これもまた変動しつつあるであろうと。

長谷川

もうひとつ東北型と西南型という分けかたで、まあ西南型は九州だと、まあ、おっしゃられたわけですけど、その際、関西の家というののかなり西南型じゃあないかという感じがしますんですけどねえ。あの、まあ、私が前に兵庫県龍野市の村に調査に行ったとき、その区長さんが、つくづくこういうんですね。私どもの村は長男単独相続じゃありません。つまりその子供にその全部財産を分けてやらなきゃあならない。多いか少ないかという、そういう差は、長男は少し大目で、二三男は少ないのはありますけれども、かならずこう分割しているというわけで、そういう点から見ますと、今おっしゃられた九州の分割相続に似てくる。そこにたまたま新潟の出身の学生がいます、私のところは絶対にそういうことはしません。長男は全部相続しますというようにことを言っていて、これはいい制度だと、区長さんがむしろ羨ましがって

たわけですね。そういう、都市の近郊だからなのか、西南型だからなのかという区別はつかないんですけど、近畿の農村にも、こう、分割して分け与える、そして土地を分けられない場合は学校へ行かせるとかね。何かそういう形で財産を分与する制度がかなり行き渡っているんじゃないかというように思いますね。

司会 どうでしょうか、いま言った都市近郊ではどこでも財産は分けてもらいますがねえ。関西は旧い時代には年齢階

梯型社会が広がっていたといわれる。そういう形が家制度に巻き込まれながら、その残ってきた形態なのか、近代の都市化でね、次三男にこう分けざるをえないのと、黙っちゃいないと、次三男が。そういう形のものなのか。

長谷川 子供に分け与えるという考え方は戦前からやっぱりあったわけですね。

司会 あったわけですね。すると、かつて広がっていたといわれるね、ものがずっと存続していると。

長谷川 ですから子供が次男でも大きくなればかならずなんぼか、田んぼを分けてやると。いわゆるこういう考え方はあったんですね。

渡辺 それは分家とはちがうですか。

長谷川 分家ですね。

渡辺 分家でしょう。だから家ちゅうのは分かれるっていうことなの。中身はいろんな分けかたがあるわけで、沖繩なんかは本州のあちこちとは違う。けれど何んで分けなきゃあならないのか分からない。家を分けることに何か生きて行くために必要な社会的意味があるらしい。

長谷川 分けても生活できるという、そこが。

渡辺 そうですね、それはまさに今日の生産力の、その地域地域の経済面の再生産の全体構造の中で決まることなんですよね。限られた極めて地域的に限定された資源に依存している段階と、それがだいたい村を越えたフローによって暮らせる経済段階と分けても暮らせるというんじゃないかと、分けないと暮らせない。

司会 分けないとその社会のなかにいられないというものがあ

渡辺 るらしいんですよ。

磯辺 その場合には分家ということと、家制度が前提にあって

分家する、まあ暖簾わけみたいなものですね。分家ということと、例えば沖繩社会あるいは鹿児島もそういうふうに近いと思えますけれども、この場合には家がそもそもなくて、あの、土地を分けているという、こういうしかけですね。分けたら……

渡辺 その、その時の家……

磯辺 家はないんですよ。

渡辺 なぜ家がないんですか。

磯辺 じゃあ逆に家、家制度とは何かと、こうなる。

渡辺 何にもないわけ。屋号がないとか、家柄が良いとか悪いとかということも。

磯辺 ないですね、それを家産制と結びつけて、やっぱり家制度を相川さんは理解される。その点では私は賛成です。

渡辺 家産といったら家の財産で、家があることが前提にある。

磯辺 はい、その場合はね。

渡辺 家なし財産っていうのが。

磯辺

分けるべき財産すらない貧しい土地とこういうふうになりましようか。さっきの話でいうと。そうすると、乏しきものを分かち合って、こうね、という仕掛に……

渡辺

半農半漁の沖繩の村では圧倒的にそういうものがある。非常に生産力の低い段階ではですね、さっきお話もあつたようにですね、いわゆる日本流の家つてものは成り立たないってことです。むしろ労働力の共同とか、年齢階梯制とか、そういう村秩序、ユイがあつて、東北型・近畿型というのは、そういう制度は成立できないというひとつの考え方が。どうもそういう解釈もありうるような気がする。

司会

長谷川先生の研究があるんですね。つまり共同体が一体化しなければ、家のエゴなんか認めたらね、どうにもならん。漁業をやるとき、船の上でそれぞれのことをしていたのでは共同が成り立たない。

渡辺

そうなると年齢の多い、経験豊かな人が物事をよく知っている。その秩序が一番必要だ。その他、将来の労働源である若者に対するトレーニングのしくみ……

司会

では、そういう条件がなくなったら家が成り立つかどうかという、そうではなくて、不思議なんです……

磯辺

長谷川先生のおっしゃった家のある家族と家のない家族と、ちょっと表現が違っているかもしれないませんが、その家のない家族がだんだん家のある家族に、こうなっていくような方向をひとつ想定されていらっしゃるんですか。

長谷川

あの、まあ、もっとも典型的には漁村でしてね、漁村とというのはあんまり、陸上の土地は多くなくて、海面は普

通漁協であるとか、つまり村が所有してまして、その村の許可なしには勝手に魚をとれない。そうやって参りますと、家というのは発達することはできない。ぜんぜん家がないというわけじゃありませんけど、村っていうのは未成熟、そういう段階であらうということですね。それと同じことが今度は陸のほうに、例えば共有財産というようなものが自然と強くて、それがとくに生産の場合にですね、かなり前面に出てくるような、まあ焼畑と云うと言いつつ過ぎですが、そういう社会では、家というのは余り発達しない。まあ村っていうのはあるでしょうけど、家っていうのは発達していないんじゃないかという、そういう仮説ですけれどね。

司会

日本的な特殊性はあるんじゃないですか。村の規制全然ないと、なくしてね、生産力が低いと、村がね、規定するんじゃないかと、ありうるんですね。また、日本だからね、家の方向へと、ということが言える。そりゃあ、僕はいつも言うんだけれど、インドネシアでは家の方向へは絶対行かないですね。生産力が上がればですね、この場合は家を形成する方向へいくと。その特殊性もあると思うんですね。そのあたりを考えると、ヨーロッパのことはよく分かりませんが、やっぱりヨーロッパの家とは違うだろうと。概念がやっぱり日本の社会の中で、唐突にヴェーバーから説明するというのは、喜多野さんあたりやろうとしたわけですが、僕はモデルとしてはいいと思う、比較論をやる場合には。日本の社会の家はそれだけでは説明し切れないのだと思う。比較論はできる。それとの距離を考えて。比較論では便利だが、それで日本を理解したことになるのか。いまいった特殊性の問題と関連しましたね。生産力が上がれば家を創る方向にゆくと、あまり抽象化した

概念でゆくと、農家の家は説明しにくくなるのではないか。

相川 中根千枝さんと研究会やっただんですが、同じような議論が出てですね、あの、もともと生産力が低い段階では、家っていうのはあんまりなくてね、ある程度の段階になってくると出てくるだろうと。しかしそのある程度の段階になっているのは、それはその極めて厳しいですね、資源としての土地に頼らざるをえない、しかしそれに依って立って、ある程度、生活は一応成り立つという、そういう段階で家っていうのは形成される。それが日本においては江戸期であろうと。という話になって、で、したがって経済状況のある種の資源の稀少性、厳しさ、といった、しかしある程度のレヴェルがある、そういうなかで家が形成されるという議論がありますね。そういう条件で日本の家制度というのは生まれてくるという議論をされれば、じゃあ、同じような条件は世界各地にいろいろあるんじゃないかと。で、なぜ日本では家制度が発達して、よその地域では発達しなかったか、という議論になった。それについて中根さんは、根本の根本は日本の社会の結合様式がある。それはイースト菌みたいなもので、経済的条件が、その、整えば家として醸成する、したがって根本の根本はやっぱりその結合様式というふうに言われたんですね。

磯辺 意識で説明するわけですか。あなたの三つの区分でいうと。

相川 だから社会関係のところですね。意識につながって人間の結合様式というところで中根さんは説明された。生産力が低いときは、家っていうのは生まれてこないというふうな理解ですけど、どうも疑問です。その、自

覚されてこないんであって、自覚される以前の無自覚的なね、家の形成っていうのは最初からあるんじゃないか。ていうのは、なんかね、カマドの灰しかないような家でもね、カマドの灰が意味がある。カマドの灰を握っているということは社会的に意味があればね、そのカマドの灰っていうような生産力からいけば詰まらんものでも、家の下部構造になるんじゃないかなという気がするんですけどね。

相川 その点はね、経済条件について議論が錯綜しちゃったんですね。本当に、われわれは厳しい条件があれば家は成州と内地と比べていっているわけです。中根さんは逆だったんですね。要するに、資源が豊富なときには家は形成しなくともよい。しかしそれが手詰まりになったときに家は形成される。それがまあ江戸の中頃だと。そういうふうには言うんですね。

司会 まあ沖繩だって割替え、割地制ですか。「ヤー」があってもないところで相続しているわけですからね。相続する財産が何やられているの。そういうところで、あの、まあ、川本先生のおっしゃるような、日本の本土の家とは違って、「ヤー」というのがあって、まあ少なくとも江戸時代のことは分からないけれども、近世末期からは、どうもやっぱり長男相続である、というのはあるわけですから、それを、しかし、先生がおっしゃるようにね、先生が非常に広い概念で家を捉えているというのもよく分かっていますけど、そちよっと違うものとして捉えるのか、連続したものとして捉えるのか、とこの重要な点であろうと思います。私はやっぱり概念的に少し区

別しないと、その議論がですね、初期の家々と先生のおっしゃる家と、みんな同じ概念でやっちゃいますと、まあ、もともとは同じに捉えてもいいですけどもね、中間段階で区別しないと、議論が混乱しちゃうんじゃないかという気がするんです。

川本

関連してんですけどね、さっきの西南型と東北型っていう類型区分ですけどね、末子相続が長野県にもあるんですよ。ですから、この類型区分するときに、ひとつの指標で区分せざるをえないということもありますけれども、なぜそこにそうなたかっていうと、たんにですね、まあ渡辺さんがさっき、今までの考え方について、地域性というのがあんまりでこなかったんですけど、確かに、そうなので、これ入れなきゃあいけないんですけど、もう少し、私、いろんな指標をね、つき合わせて、もういっぺん組み替えてくる必要があるだろうと思うんですけどね。ですから、東北型っていうのも西南型っていうのも地域的に東北地方と西南地域、西南は九州だけっていうことじゃあなくて、要素が入っている。これは家族についても類型を考える必要は確かにあって、私も今まで村の類型というのは言われたけれども、家族に関する類型の研究っていうのも、もっともっとやらなきゃあならないと思っただけですけども、もう少し歴史的な面まで加えて、いろいろな類型を考え出して、最後にそれを組み立てるという作業をせひやって頂きたい。自分ではもう能力がありませんから。そういう感じがしておりますけどね。

相川

あの、類型っていうのはね、あの、類型区分している論者はすべてそうですが、地域の名を冠しても、要するにこれは概念としての類型で、別に地域、具体的な地域の話ではない

んですね。で、問題は、あれですね、いくつかのディメンションがあって、それをどう接合するか、統合していくか、繋げ合せていくのかというのがひとつの問題だといふうに見るんですけどね。それはさっきの中根さんの議論でいえば社会関係っていう、そういう結合様式なら結合様式はそのままそれ自体として移転しうると。で、家族の論理がそのまま集落につながり、日本社会全体につながっている、そういう論理構成を、たとえば中根さんなんかもやるわけですね。喜多野さんとか有賀さんとか。こういうことが、あの、ひとつは可能なんだろうということ。しかしそれだけで、あの、要するに社会と経済との関係をね、こう、いわば論述してしまっているかというものがあって、実はそういう社会、文化であるとか、社会結合の様式であるとかいうものは一体として独立であると同時に、しかしそれは絶えず、例えば経済なら経済との接合関係、あるいは文化様式のなかでも社会結合と意識の面との、こう、結合関係、それをひとつ、もうひとつ押さえておかないと、これは、あの、偏った考え方になるんじゃないかなあっているのがあるっていうのが私の考え方なんです。したがってやっぱり、同時に二つのことをやらなければならぬ。それぞれの概念を明確にするということと、しかし、それらがどうつながるか、という、その二つはやっぱりやらなければならぬということになって。

司会

まあブラジルでね、日本の移民調査をやるのと部落会を作ってきてやると、神社をやって結束を固めるとか、やっぱり、あの、そういう日本人のある種の行動様式、文化につながるような、僕は、家意識と言ってもいいかもしれないけれど、やっぱり文化と言いた

いんですけどね。集団形成様式、社会関係の形成の仕方、そういうのは歴史的に形成されたものが確かにあると思うんですけど。まあそのことをおっしゃっているんだらうと思うんですね。

磯辺

その北海道の場合でもね、その確かに、なんですか、開拓して、まず、あのお宮を造り、学校を造り、こうなる話ですね、しかしそれが部落にならないという議論は総研の田端君がやっていて、総研は、何ですか、実行組合型の組織で、それに乗った農協組織と、こうなって、やっぱり部落、村と違っている。こういうことを非常に強調しているわけです。

司会

だから、そこは同じだとは言いません。社会関係がぜんぜん違いますから。

磯辺

その根っこにあるのはなんか風土的なもの、と言わざるを得ないではないか、たんなる地域類型というものを越えた。そうすると、さっきの沖縄に関しても、それがどこまで行っても家ができるというような話とはちよっと違うような気がするんです。実はここに来ている杉原君と、今この四、五年、ずっと沖縄に通ってまして、ええ、それを感じるんですが、で、むしろアメリカのファミリーファームのようなあいう家族農場、その家族論理、森岡清美さんの分類でいえば、夫婦家族に属するような、その論理のほうが非常にこう親近感を持つてると。で、高橋さん言われたような東南アジアもまたそれに近いんじゃないか。まあ、マレーシアなんか見ててそう思うんですが。その日本の場合、何がポイントなんだというところを最後に相川さんは、どこでしたっけか、少し急いで整理されたんで、二十一ページの一番終わりから五、六行目に、「土地の価値が労働に優越し、物神化が進行する」と、

まあ、あの言ってみれば土地幻想みたいなものが、日本の家制度の、そのなんですか根幹にあるということはどうも言おうとしておられるかなと。それに比べて例えばアメリカなんかですと、労働がまずあって、それに合わせて土地を揃えていくという、均分相続の前提の上でのそういうことですね。で、実はチャヤノフ、仕方なしに最近勉強しているんですが、あのロシアのミール共同体の場合も、三年交代で土地がなくなってきたので共同体を作らせた。十七世紀ころに。で、そうすると、そのなかで土地を人間に合わせて当然ながら分けて行くと。そうすると、土地幻想がそこから生まれる条件が全然ないんですよ。で、なぜ日本だけそうなるかということをも少し経済的に私は説明しなければいけないらうと、その意識が乗っかっている、やっぱりそういうようなドグマに引き付けるのは申し訳ないんですけど、乗っかっている過去の、過去労働の投資、水田社会というものをやはり、言わざるを得ないのではないのではなからうか。同じ水田社会でも東南アジアと日本と大陸と違う。そんなところをもうひとつ小分けしながらやってみるを得ないと思いますけど。日本のように一部落でひとつの溜め池を持って、で、水路と田んぼを全部面倒見れると、基本的な構造が、それがとくに西日本で強いように思われますけれども。で、子供のころ、たしか泳いだ溜め池はちっちゃなものだったという記憶の上に乗っかっているんですけども、そういうような溜め池、日本のそういう水利、土地所有の構造というか、自分たちで造ってきたものを維持する、家産、それが家産制の基礎にあるようなそういうような仕掛けと家とは何か関係がないんだらうかと。それを繋げ、そうすると風土と歴史というこういう縦、横の軸の繋げ方にかかわってくるんですけど

れども。相川さん、その辺を最後までどういうふうにまとめようとしたか、もう少し積極的などころを聞かせて頂きたい。とくに意識というものを、経済・社会までは分かるんですけど、そこに意識を加えられたことの積極的な意味はどういう形で出てくるかを、あるいは位置付けられているのか、家を捉える場合に、三つ必要だと言われる。

相川 それは宿題ということでは……

司会 いや、僕なんか社会学者ですからね、単純に考えれば、意識が変わればね、家んなかのあり方はね……。変わるらないっていえば、変わらないという考え方もあるかもしれないが、現象形態は意識が変われば変わるもんですね。都市化の影響で意識が変われば変わると。

磯辺 意識が変われば制度も変わる。

司会 変わる。流動的にもなるし、崩れてもいくし。

磯辺 半分私もそう思うんですよ。なにもマルクスがどうっていうのに拘っているんじゃないんです。その変わるメカニズムというのは何だろうと。あるいは変わっていくプロセスというのはどういうふうに表示するんだろうと、捉えていくんだらうと。

松田 規範という概念をどこかで使われていましたが、これと意識という概念をどの様にならげて考えているのでしょうか。そこが明らかになれば、意識が変わってゆくということの説明につながるのではないのでしょうか。

相川 意識と規範の使い方は一般にどういうふうに通っているのかということ、ちょっと内容検討しないままに使っ

ているんですね、その時の使い方、私なんかの使い方っていうのは、こう、例えば社会関係と社会制度という関係とちょうど同じですね、意識領域においては、個人の欲求とか心情という非常に個々別々の、あの、個々の状況に左右される状況から、その社会的に認知されて、それがその制度化されるという社会規範というパースペクティブがあると思うんですね。それはちょうど個々の人達が社会関係をランダムに結ぶというなかから社会関係が組織として制度化されるという、そういうものと領域が違ってもちょうど同じであろうと、あれはですね、個々の人間は自らの社会規範を持っていて、それ自身につけていて、それに従って行動するけれども、しかしその社会規範はその現実の社会経済的状况と必ずしも一致しなくて、それを実行することが苦痛になることも多いわけですね。それを、それを一種の心理と、社会規範というのを、だから個人的欲求と社会規範というものがあって、個々人はその二つを、社会規範を身につけているし、個々人の欲求もいわば当然ながら感ずると、その両者をどのように統合して自らの行動、ビヘイビアを採択していくかというような問題だろうと思っているんです。それでさっきいった伝統主義的な意識構造とか伝統的な社会規範っていうようなのは、その両者の乖離が比較的少ないというのを伝統的っていうって、これが乖離しているやつを伝統主義的でないって規定しているんですね。これが正しいかどうかはちょっと分からないんですが、小山さんなんか逆に違うんですね。規範と自分自身の意識のズレがありますね。これをもって、そのズレをもって社会変動のメルクマールとするんですね。私はそれはそうではなくて伝統主義的か否かを表しているんじゃない

あないかと思っているんです。

司会 何かほかにご意見がありましたら、未だお話しにならない方、質問でもいいですし、出して頂けたらと思いがすが。

小林 先ほどの磯辺先生がおっしゃた生産力を形成すると家を形成することから考えると、現実の今の農村の場合、この危機のなかにも若き経営革新者というのが出てきておりますが、ある程度実績をつけてくると、それが、あれなんでしょう、それが家の強化という形につながるものではないでしょうか。とにかく経営権の委譲、これは当然すぐその問題が出てきますねえ。場合によったら戸主まで交代するということだって例はいくらでもありま

すけれども、その場合、あの、今の、その、先程のような図式の、やはり総合的な家の強化という形で理解してよろしいのでしょうか。相川 若い後継ぎが農業について頑張るといことですか。

小林 ええ、それである程度実績をあげると。その実績が示された場合に、それがすなわち今の問題の家というものかどうかどう結び付くものなのか、それが一番聞きたい。

相川 家というのはいくつかの段階があると思うんですが、あの直系制的な家族の、こう基盤となるような、状況というのとは何かと考えると、結局、その、個々の人間が行動する場合にですね、家を単位とするかどうかということが基本にあって、仮に家を単位として行動すれば、そこにはまあ、直系制的な家の基盤は一応持っている。それがどの程度の家的なものになるかどうかはまた別の問題であろうと。だから直系制的な家族は必要条件は個々人がいわゆる所帯・家族を行動単位として、行動・ビヘイビア

をとるかどうかだと思います。で、したがって、それでもって即家制度というのが云々というのは、いくつかの条件があるだろうと。例えば家制度というのはですね、ある意味では世代間の棲み分けみたいなところがあるんですね。世代間が棲み分けて一緒に、こう経営やっというところという、こういうやつですから、例えば農業後継ぎができた場合には、家っていうのはどちらかっていえば、あの、親子分業してですね、しかも、現代の場合は、直系家族制においてはなるべく棲み分けをして若い者については活動の場を作っていくということが多いと。

小林 いま、その点を私も聞きたかったんですが、長野県の例なんですが、若いといっても、もう中年に入っている方ですが。葡萄でかなり成功されて、村のリーダーとしては自信を持っておられる方なんですが、最近家を建て替えて、その家のグシのところには家のシンボルマークをつけたものだから……

相川 家族の近代化っていうか、家の解体が隠居慣行とどうつながるのか、まだ私はあんまりよく分からないんですが、昔の調査結果を見ると近代化によって親は早く隠居してですね、っていうようなことが書いてあるんですね。で、必ずしも現実はどうでもない。自信が持てないんですね。

司会 他にどなたか。

安原 遅く来たものですが、相川さんのほうでもお話し出ているかもしれないけれども、あの、いくつかわきたい。一つは家の問題で理論的整理をされているわけですが、中野さんなんかも書いておられるんですが、そうしますと、ここで問題とされていますのは農村の家、農家の家だけじゃなくて、都市のですね、

自営業もひっくり返るめまして日本の家ということで問題にしてらっしゃるだろうっていう気がするんですが、その場合ですね、経営体のあり方でもやはり都市の自営業と農村の家とではずいぶん違う。その場合、農村の家を、あるいは家族を家たらしめているそういう基礎はやっぱり所有なんだと思いますけれども、一つはですね、それは所有の対象が具体的に都市と農村とで違ふと。都市農村をひっくり返るの家ということが先ず問題にされているというふうには理解していいんでしようかね。それからもう一つは、あの家制度体っていうのはやはり現在でも存在していて、まあ潜在していると。なにか事があると、こう表に浮かび上がってくると、こういう考えなんですよ。その場合、現在潜在しているものっていうのは、原形がですね、そのまま存在してましてね、ポツと浮かび上がってくるという形なのか、あるいは三つの側面っておっしゃたんですが、役割、所有、それから意識、それがそれぞれかなり変容しながらですね、浮かび上がってくるという形で理解されるのか、もし変容しているなら、変容しやすいものとか、変容しにくいものとか、なんか家の變化論ですね、を理解する場合の戦略的モメントというのは何だろうというようにあるのかないのか、そういう点をちょっと教えてほしいと思うんですけども。

相川 一点目はですね、都市家族含めての家の概念ということ

ですが、これは中野さんのやつもそうなんですけど、一部は普遍的にもいえるだろうし、一部やっぱり農家独自のものではないんじゃないかということですね。で、中野さんの『家と同族団の理論』の書き方と全く同じなんです、あの、要するに家経営体として結果し家の永続的繁栄を図ると、こういう点については都

市であろうが、都市の商工業家であろうが農家であろうが同じである。したがってその限りにおいて、かなりこう結合形式あるいは意識の広がりを持つという普遍的なものである。ただ中野さんが指摘しているように都市の場合はですね、いわゆる暖簾分けはその商工業者自体がどんどん発展するなかで、いわば暖簾分けしたからといって自らそれで減らすとかですね、といったいわば危険性がないと逆になってそれによって結束してですね、全体として大きくなるという、そういう状況で商家の暖簾分けはされるのだけども、農家の場合にやっぱり土地資源自体はやっぱり有限なものなんです。したがって、これはその持っている生産手段というか財の基礎的な部分が商家と農家では性格を異にするという点でやっぱり同一に論じられない点もあるということですね。で、二点目は三つの局面がどういう現代社会の変容のなかで、どういう形で、こう、潜在化し、また変容していくかという脈絡ですね。これは、ちょっとなかなか難しくってですね、一様に答えられないんですけども、あの、たとえば意識が相互作用のなかで、まあ、意味関係のなかでですね、生成されて社会規範化されるメカニズム、その相互関係あるいは意味関係が社会組織に制度化される側面というのは、その、生成されるメカニズムは、やはり、それぞれものによって違っているというってことは主張しているんですね。で、それに意識もいろいろな面があつて、社会関係も、いろんなことがあるので一概には言えないけれども、大雑把に言えばですね、意識というのはこれは頭で考える概念ですから、ある意味での、こう、物的制約がないですね。したがって物的制約がないってことは、それはある意味ではかなり市場メカニズム的ですね、機能的な感じで物事が進展

するという側面があるのに対して、社会関係っていうのはですね、これはこの背後に物的関係が控えていてですね、これはそう軽々に社会関係を動かしていくっていうことははずらい点があるんです。そういう点では生成あるいは変転の仕方はですね、あの、やっぱり違っていると。それをどういう形で統合して、どういうパターンで考えていくか……

司会

そろそろ時間ですけれど、一つ質問したいんですけれどね。一番最後の結論部分ですけれど、マルクスを援用して生産関係とかいっていますけれど、生産諸関係の中に社会規範まで入るわけですか。

相川

そうですね、その二つを入れてます。

司会

ちょっと、その、これはあまり聞いたことのない理解です。すので、そう言っちゃあ失礼ですけどね、この十八ページです。私、まあ、議論がいっぱいあるんですけどね、最初の第一規定、土台上部構造は全体社会に対する規定であると、その次の社会的政治的精神的な生活一般を制約する、これはミクロな生活次元のものであって、規定である。社会存在意志を規定する哲学一般命題、唯物論でいう一般的规定をいっていると僕は見ています。ですけどね。まあ、そういう解釈もあるということで、説明はいいんですけど、社会的政治的精神的生活過程は集団とか社会関係という、そういうものを含んでですね、ミクロな次元を言う。土台上部構造意識っていうのは社会構成全体のことをいって、大きな構造ないし機構をしゃべっていることであって、っていうような解釈もあるっていうことですね。で、そうすると改めて場の理論という中間を入れましょう、という事を考えなくても、二番目の社会的政治

的精神的過程、ここに社会的集団関係、そういうものも入りますよって言う解釈も成り立つんじゃないかというふうな気もしているんですけど。ちょっと、入ったのは生産関係のなかに社会規範もが入るといいますから。そこまで包括して考えなくちゃいけないんですか？。つまり、土台上部構造に社会規範を入れちゃいますとですね、社会規範を入れるところがなくなっちゃうから。生産関係のなかに入ってしまうんじゃないかという感じもしたもんでからね。

長谷川 社会規範という文化でしょうね。

司会

文化だと思っんですけどね。つまり、上部構造のなかに入る大きな文化と。それから、まあ、村のなかに入るような文化もあるだろうし。

安原

たとえば共同労働なんかやるでしょう。そうすると、仲良くやんなければならないという意識でやっているわけですからね。規範という言葉が適切かどうかかわかんないけれども、やっぱり意識主体がやっていることだから、そのところをね、抽出すれば、おっしゃりたいような意味も分かる感じもするんですけど。確かに議論がたくさん出てくるころだろうと思います。

司会 何かございますでしょうか。

安原

家がちゃんと生きているのだというところが相川さんが現在の農村を御覧になって、やっぱりおっしゃりたいところなんだ、というふうな受け止めたんですけど、そういうふうな理解してよろしいですか。

相川

いや、もっぱら関心はですね、要するに何が残り何が変容するかというプロセスを明らかにするというのが目的

であって、それが結果としてどうなっているか、あんまり、こう、まあ、それぞれの面があるんじゃないかという感じなんです。ただ風潮としてはあまり変化を言い過ぎたと思うんです。で、社会とは何か、社会構造の本質とは何かということを抑える時に、先程の論争ではないけれども、要するに動かないものを本質と見るか、動くものをやっぱり本質と見るか、その人の価値観によって違ってくるんですね。で、文化人類学、社会人類学は基本的には動かないものをもって本質と見るというのが一般的で、私も、そのほうが説明になるんじゃないかと。

安原 構造みたいな。

磯辺 で、しかも、そこに歴史的視点を入れたいということなんです。ひとつの軸として。

相川 そうですね。

司会 家族についてお書きになった方でも、それぞれ多少ずつ意見は違うだろうというんですけど、ほんとは、もっと

活発に、時間があればですね、いろいろ、あの、議論を出してぶっつけ合つと、あの、いうことが可能だと思うんですが、時間が短かったんで、まあ大会にむけて、どっか宿題委員会でもまとめて頂いて、また大会で深めた議論をして頂けたらと思います。どうもありがとうございます。

中部・近畿地区研究会記録

日時 一九九〇年六月十六日

場所 同志社大学 徳照館一階会議室

出席者 泉 幽香、交野正芳、柄澤行雄、木村 都、後藤和夫、小

林一穂、坂本礼子、庄司俊作、鶴理恵子、寺口瑞生、鳥越

皓之、中田 実、藤井 勝、松本通晴、山本剛郎、山本正

和、脇田健一、渡辺正

報告一 近畿村落の変動

— 松本通晴『農村変動の研究』

(一九九〇)をとおして—

松本通晴

本年の村落社会研究会の共通課題に承えて、筆者の『農村変動の研究』を要約することはむずかしい。筆者の研究は、戦後の農村変動の過程を、一つに、伝統的諸要因と関連づけ、第二に、地域社会の形成という農村都市の再編成の中で位置づけることに集中しているからである。

(1)戦後四〇年の中で、近畿の村落を個別の事例として取り上げてきた研究は数多い。しかし、近畿の村落の研究を、一つの研究史として組織的に整理したところみはいままでになかったし、近畿の村落を、その村落の実態にふれて、全域にわたって調査したこともなかった。筆者の近畿村落研究は一つに、それらの点を明らかにし、

整理したことにある。

近畿村落研究史をたどると、わが国の村落研究のそれぞれの画期に、近畿村落もまた、その研究の対象として選ばれてきたことがわかる。しかしそこには、研究の集中に関して著しい波動が見られた。戦後の一九五〇年から七〇年までの間は、戦後民主化と、高度経済成長の中で、村落の変動が主要課題としてあり、そのために研究が精力的に注がれ、そして多くの成果も生み出されていった。

他方、一九七〇年から九〇年までは、右の状況と課題が通過して、研究の上で、大きな落差が生ずることになった。それは、わが国の村落研究上の共通した傾向であり、独り近畿村落研究史上の事柄とはいえないのかもしれない。すなわち村落研究の今日の意義がきびく問われ、同時に、農村再編成原理が模索されているためである。

その上に、近畿村落研究に関しては、いままで明らかにされてきた、近畿の経済的先進性に対して、近畿の伝統的社会構成がどう関係づけられるのかについて、社会字の側から十分に解明できていなかったことも、停滞をもたらした一因なのかもしれない。また、全国に先立つ近畿の都市形成にもかかわらず、都市と農村の諸関連が、研究上看過されてきたことも、研究焦点を曖昧にしてきた理由なのかもしれない。

(2) いままで、近畿の村落の社会構造を特徴づける要因として、いくつかのものが挙示されてきた。その一つが宮座であり、第二に株なしし株内であり、第三に親方どりの慣行であり、第四に講組結合である。しかし、これらについては、いずれも戦後に近畿の村落の全域にわたって、その存在が再確認されることはなかった。それらの要因は今日にも村落の中に発見できるのであろうか。

まず、宮座について、一九七九年と八一年に、近畿の南部地方の村落三二八三(旧大字)にたいして、筆者は郵送調査で宮座の存否を問うた。従来、この地方は、村落に宮座が濃厚に存在していると指摘されてきたところである。調査の結果では、滋賀県と奈良県の村落に株座と村座を含み、同時に、株座、村座も、その変動過程を表わしたが、それでも、宮座の存在は指摘できた。

村落の株と株内については、一九六八年に、近畿の北部の村落二一四五(旧大字)にたいして、また、一九七八年と八一年に、近畿の南部の村落三二八三(旧大字)にたいして、筆者は郵送調査でその存否を問うた。それによると、同族は一般に、近畿の北部の村落ではマキであり、株・株内であり、近畿の南部の村落ではイットウの名称で呼ばれた。しかもそれら三者の分布は截然と区別された。しかし、結合内容に関して、株と株内は株講、先祖講など、いくらか特質を残すが、マキとイットウは、すでに機能力において著しく劣っていた。

かつて、近畿の最北部の村落には、親方どりの慣行が見られた。戦前の地方誌には、そのことがしるされている。しかし、戦後の一九六八年の村落(旧大字)二一四五を対象としての親方子方慣行調査では、丹後地方(京都府下)を中心に、吉凶時の義理に根強く残るが、但馬地方(兵庫県下)では多く消滅してしまっている。

最後に、講組結合をとりあげる。「講中村」(鈴木栄太郎)や「講組結合」(福武直)の名称は、すでに早い時期に、近畿の周辺の村落を特徴づけて用いられてきたが、その実態については、いまままで組織的に明らかにされることはなかった。筆者は一九八一年に、近畿の村落(旧大字)の一部五九九(和歌山県)にたいして、その

存否と、その存在内容を郵送調査から問うた。それによると、講の存在はすべてにわたるの村落に見られるというわけではないし、機能も弱かった。他方、組結合はほとんどの村落にあり、葬式を主要な機能としている。

以上、近畿の村落に特有な社会構造の諸要因について述べた。今日、村落の宮座は変質し、同族結合も機能を弱め、親方どりは消滅に向っている。他方、組結合はいまだその機能の存続を指摘することができ。しかし、これらの伝統的な社会構造の存続にたいして、戦後に一貫して農家および専業農家の減少、第二種兼業農家の増大という変動の基本線は、どう関連するのであろうか。少くとも、郵送調査結果から、この経済構造における変動のテンポに即して、伝統的な社会構造は変動するものと思われなかった。伝統的な社会構造には、経済的変動に対応しうる能力を含んでいるからかもしれない。

(3)近畿の村落の個別研究は戦後に数多い。筆者もいくつかの村落を調査の対象としてきた。そのうちの三カ村は近畿の北部に属し、一カ村は最北部の村落である。これに対して、南部の村落は、二、三調査に入つたものの、報告書を提出するまでには至っていない。また、筆者の調査研究は、早期になされたものなので、今日の共通課題に直接かかわるものではない。そのために、近畿村落の個別調査研究を通しての今日への問題提示はむずかしい。

京都府北桑田郡京北町旧山国十カ村は、京都から二時間の距離であるが、中世以来の山国木材産地として著名であり、また、維新期の山国隊出陣、それに山国旧名家の存在するところとしても広く知られている。ここでは、一九六〇年以降いちじるしい人口流出を

見せたが、旧山国村の林業経営、そして村落再編成はどう進行しているのであろうか。今日の農村社会編成の実態は筆者によくわからない。

京都府亀岡市旧馬路村は、京都から一時間余の平地村であるが、近世以来の大村、そして郷土村落であったことから、そこには今も身分意識を存続させている。それは、複数の同姓集団(身分)の祭祀行事をとおして維持されてきた。ここでの村落再編成はこの身分(家格)意識を避けて通ることができない。

京都府綾部市十倉、洲垣、安国寺の各旧村は、綾部市街地から一時間以内の距離にある。それぞれの村の上層農は、株講、先祖講を維持してきた。機能力は弱い、なお講行事は存続している。

京都府与謝郡野田川町亀山では、高齢者で親方子方慣行を残しているが、新しく親方どりをを行うことはできない。

右の四つの事例とも、いままでの近畿村落の構造的特徴をいくぶん見せている。しかし今後、これらの要因は地域再編成にどうかかわり、どう変動していくのかが、注目されるのである。

(4)最後に、今までの近畿村落研究から、今日に対して何が提起されるかについて、触れておきたい。①筆者の近畿村落の研究は、主要には、株(同族)の存在から、村落構造を特徴づけ、同時にその村落の変動を明らかにするところみであった。それによって、村落の伝統的社會構造が、今日の村落再編成にたいしてどう規定することになるのかについて、注目する必要があることを述べたのである。しかし、すでにここには、研究上の限界が見られる。②この限界を超えるものとして、筆者の瀬戸内村落の調査研究があった。工業化に伴って村落の変動はどう展開し、同時に、広域の地域社会を形成

することになるのか、また、工業化の影響（煙害）にたいして、農民はどう反対闘争を持続させたか、そして、その煙害反対闘争の中で指導者層（町村長）はどれほどまでに農村の自治と農業の復権を熱望したかについて、新しい資料の発見を通して追究してきた。ここでは、工業化による都市の再編成が、歴史的経過の中で明確になったのである。

③さらに今日、つぎの諸点が考慮される必要があると思われる。現時点の国一地方（自治体）の枠組の検討、およびその中で方向づけられる地域活性化が、その自治体と農民にたいしていかなる意味をもって迫ってくるのか、すなわち自治体の活性化政策がどのような具体化され、またそれが、農民の意識のうえにも活性化を喚起してくれるのか、などの実態が明らかにされるのでなければならぬ。たとえば高知県下の「りばーふるさと」（四万十川流域）構想はその一例である。しかし、これらの地域活性化は今までの旧村とどうかかわってくるのだろうか。それが、農民の個性と創意を表現することになっていくのか。ここで、地域づくりの担い手をとりあげる必要がある。個性豊かな農民、想像力豊かな農民の生活史、ないしは生活史の交錯は、われわれにたいして新しく農民と農村の研究へと誘う一要因となるかもしれないからである。

報告二

駅前再開発と村の対応

— 兵庫県宝塚市Iの場合 —

山本剛郎

一 はじめに

宝塚市は大阪都市圏の二十キロメートル圏にあり、大阪市・神戸市へ一時間前後で通勤できる近郊住宅都市である。昭和二十九年、宝塚町と良元村とが合併、人口四万強の宝塚市が誕生、翌年さらに二村を吸収するものの、その直後一部地域が伊丹市に編入される。しかし年とともに人口増加を続け、昭和六十三年現在、宝塚市は人口二十万を擁する阪神間のベットタウンである。

ここでの目的は、阪急電車のS駅前において、再開発事業を契機に生じたI（明治二十二年に良元村の一大字となるまでは周辺四ヶ村と戸長役場を構成していた）の共有地にまつわる動きを分析することにある。それは、再開発という新しい動きの中で展開する旧村の範疇・構成員の資格をめぐる問題である。

二 再開発事業

かつてのS駅周辺は、低層木造家屋の密集した住商混合地区であり、人車混在の曲りくねった細街路でとり囲まれていた。この事態を打開すべく市は区画整理事業の構想をうち出す。昭和三十六年のことであった。当時駅周辺は商業面において繁栄の頂点への途上にあったため、商業者、地主層（農地ではなく商業的利用がなされている土地の所有者）はともにこれに反対し、計画は頓挫する。

しかし万博の好景気を経て、昭和四十年代後半になると、S駅前商店街の繁栄もかけりがみえはじめた。それに追いつきをかけたのは、昭和四十八年の隣駅での大手スーパーの進出であり、翌年の、別の隣駅での再開発事業の完成であった。それに先立ち、商業者が危機意識を募らせていった昭和四十七年、市はS駅周辺地区再開発

基本計画を策定し、再開発事業の必要性を力説した。先の場合と状況が異なり、今回の計画には商業者や地主層から関心と期待が寄せられたのであった。

さて、再開発事業とは土地の高度利用を図るべき地区でありながら、低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が不健全で災害の危険のある地区について、地区内の建築物を除去し、新たに高度利用した建築物を建築し、併せて公共施設の整備を行なおうとするものである。

S 駅前でなされた事業の流れ等については別の機会に譲る。以下、若干の点について触れておきたい。

第一は、S 駅前の再開発事業は組合施行による、第一種市街地再開発事業である、ということに關してである。前者の、組合施行による、とは行政主体でなく、地区住民が組合を作り事業を進める。文字通り住民参加による街づくりであることを意味している。駅前には土地建物の所有関係がこみ入っており、住民は三グループに大別できる。第一は後述のI土地株式会社（以下ITと記す）を中核とする、旧I村の人々から成る地主層である。かれらの多くは土地を商業者に賃貸している。この賃貸の商業者層が第二のグループを構成する。第三は土地を所有する、商業者である。かれらが多く居住する一角では最終的に公団施行による再開発事業がなされた。直隣地で、同時に異なる事業主体による再開発事業は全国にはほとんど例がない。それだけ、この地区では三者が三様に、これまでの駅前の発展は自分たちによるとの自負が強く、再開発に対しても異なった思惑が働いていたわけである。そうした中で前二者が協調関係に入るなかで本組合が結成されてゆくのであった。

後者の第一種の事業とは施行区域内の土地や建物に関する権利を買収や収用によらず一連の手続により、施設建築物およびその敷地に関する権利に変換する方法のことをいう。これは再開発事業に住民の話し合い、合意形成が不可欠であることを意味する。この合意形成には、先述のグループ間、各グループ内のメンバー間、組合全体、さらには組合と施行区域外の住民団体との間、という風に異なるレベルのものを含んでいる点に留意しておこう。

第二にS 駅前の再開発事業の特徴として、組合員が多く、しかも権利関係が複雑であることが指摘できる。一般には参加させない、借家権者を、S 駅前の場合、組合に加入させたことが組合員を多くした要因である。これら多人数プラス異質性（権利の複雑性）の高さは話し合いの限界を時に生み、組合設立申請時に意見書の提出があったり、土地・建物の明け渡し未同意者との話し合いが最後までもつれこんだりもした。

このような紆余曲折を経て昭和六十二年三月近代的ビルの建つ、巾員の広い路をもつ街が出来上ったのである。

三 旧I村の概況

明治三年のI村明細帳によると、高二四九石、反四一町強、家数五四とあり、I村には○四四町の共有山、○温泉の泉源、さらに○大正初年に国より払い下げられた共有地、があった。順次その経緯をみておこう。

○に關していえば、明治十五年頃、村山は十名の共同名義で登記されていたが、大正七年土地株式会社（IT）に組織変更する。その定款によると、株主の有資格者は大正六年以前より引続きI村に

居住し、一戸を構える戸主とある。それは暗黙にはお塔とよばれる行事（五、六才の男児を中心に行なう）を経験した者、宮講のつとめを果している者でなければならぬことを意味する。すなわち、I T は形式上は株式組織であるが、実質はIのフォーマルな意思決定機関の気味もあるといえる。五十七戸に平均二十一株が分け与えられた。これが村の構成メンバーである。

名義上は共有だが内実は村人の所有であることは、村中周知の事実にもかかわらず、どうして株式組織に変更したのであろうか。明治期、貝塚地域の講田の共有地を一人の名義のまま存続していることについて、それは、その地域が「商業繁盛ノ地」ではなく、「登記事務ノ多キ事実」のない地域であったため、人々も登記に関心を抱かなかつたこと、また商品経済の浸透の程度も遅く、したがって「共同体的結合の解体の程度も緩慢であつたことにもよる」ものと考えられる、とされている。^註 そうだとするならば、逆に、かなり商品経済の雰囲気の漂うIにおいて株式組織に変更されたとしてもそれほど不思議ではないといえようか。すこしIの当時の状況をみてみよう。

これは㊦の問題とかかわってくる。Iには炭酸泉の湧出する一角があり、これに目をつけた大阪の会社がIより借地し、温泉経営にのり出したのは明治二十年のことであつた。同年、大阪の日会社とI村総代との間で交わされた賃貸契約書によると、共有地七畝一五歩が年拾二円五拾銭で借地、とある。阪鶴鉄道（のちのJR福知山線）が開通し宝塚駅が設置されたのは明治三十年であり、したがって契約当時、温泉利用客は近在のかぎられた人にすぎず、経営は苦しかったものと思われ、日会社は明治二十五年解散している。新た

に明治三十年、総代と温泉場持場組合との間で、先の地所のうち六畝については売買契約が、葉泉の湧出する泉源については永代借地契約が結ばれた。さらに明治三十三年、泉源地に地上権設定の契約が先の両者間で交わされた。その後も契約は更新を続け、今日ではI T とホテル会社との間で結ばれている。

さて、明治三十年の阪鶴鉄道の開通は大阪との往来を密にし、それが温泉周辺を繁華街にしむけ、旅館、料亭、土産物屋を多く林立させた。明治四十三年には箕面有馬電気軌道（のちの阪急電車）が営業を始め、また同年、温泉場に電燈が供給され、温泉場周辺ひいてはIは近代の様相を色濃くしていく。翌年四十四年には、大浴場やプールをはじめとする娯楽設備を備えた新しい建物が建ち並び、大正二年開演の少女歌劇と相まってあたり一帯は家旅の娯楽場としての地位を不動のものにしてゆくのであつた。

加えて、大正十一年にはT鋼索鉄道株式会社とI T との間に土地賃貸予約の締結がなされている。これは、同会社がIの共有山を三〜五万坪借り受け、そこに鋼索鉄道を敷設し大遊園地ならびに住宅地を建設するためのものであつた。これは計画倒れに終わったが、このような契約は短期間にまとまる性質のものではなく、ここに至るまでに相当長期に亘る接触・交渉があつたものと思われる。

このようにIは早くから外部の資本主義経済の動きにまきこまれて、リーダー層が中心になってそれらにうまく対応ができる窓口をつくりあげた。その窓口がI T ということになる。

最後に㊦のいきさつはこうである。IにはS川が流れており、村民は何度となく川普請に駆り出されたものであつた。大雨のたびに川が氾濫したからである。しかし、村人達の築いた提防まがいのも

のは最終的には、水流の変化により不用となり、大正元年から二年にかけて国より県、良元村を経由して無償でI村民に払い下げられた。I村民とは独立して一戸を構え世帯を営む者のことであるが、正確な戸数は分らない。I Tの株主から判断して六十戸前後と思われる。

当時この土地は原野であったが、草や下枝等を共同で採取し収益する状況にはなかつたといわれている。その後、大正末期に阪急電車の今津線が敷設されるにおよんで、電鉄会社や個人に賃貸されたが、賃料は個人に分配されることはなく、Iの諸経費に充当され、すべての管理運営は総代らに委ねられていた。なお、昭和二十一年にも三ヶ所に分散した山林約千坪が払い下げられたが、約九百坪は売却、残りは従来と同じ形式で登記・管理されている。

以前からの共有山は既述のように株式会社に変更したが、払い下げを受けた土地についてはその手続を採らず、名義上は数人の共有、実質はI住民の総有、管理は有力者（後述する財産管理委員会の委員を含めて）となっていた。どうしてなのであろうか。

一般的に考えれば、新たに取得した土地と従来から所有している土地とは異なる取扱いをしているケースが全国各地で認められ、Iの場合も例外ではない、ということになる。今すこしIに即して考えると、払い下げを受けて間がないこと、土地面積も大きくないこと、また、草や下枝を採取しなかつたことから判断して使用価値は高いと認識せず、かといって交換価値があるとも認識しなかつたこと、等から株式組織に変更しなかつたのではなからうか。

四 再開発への対応

(一) I Tの場合

I Tは組合結成に至るまでの研究会の段階で、社長をその研究会の会長に送りこむなど再開発事業の研究に当初積極的にとりくむ。しかし、やがて再開発は地主にとって大きなプラスにならないとの判断を下し、促進組合の会長就任の要請を断わり、再開発審議会を組織し、研究・討議を重ね、株主総会では、株主（Iの地主）はI Tの決定に従う旨を申し合せている。

I Tが再開事業に消極的な理由は次の点にあった。①地代・家賃確保に関し組合施行では不安。②底地の権利割合が、隣駅の場合の五十%に比し、今回は四十%と低く、地主に不利。③多数決原理の結果、商業者に有利な方向でことが運ばれていく。以上、要するに、土地の所有権ひいては交換価値の評価をめぐってであり、少数の土地所有者と多数派の借地権者である商業者との主導権争いに関してである。

I Tは促進組合とは連絡を滞らせがちであったが、市とはコンタクトを保ち、最終的には先の点をも含めて市長の調整・説得を受け入れる。そして、昭和五十六年、市長・促進組合・コーディネーター（開発事業の調整グループ）の三者とI Tとの間で契約書が交され、これを契機に事業は軌道に乗ることになる。臨時の株主総会を開き、組合設立に同意する決定を行なったのはその前日のことであった。これは、後述のK伊勢講の場合から判断して、I Tの場合、権利の交換後莫大な権利が見こまれる確証を得たことによるものであろう。もっとも、これに先立ち、「地主の反対で再開発事業がつぶれた」ということになっては困る」という声があるという声がある。I

をこれまで支えてきたという自負と自信がそのような風評を許さなかったのであろう。

(二) 財産管理委員会

国より払い下げられた土地は共同名義で有力者の管理運営に委ねられていたことはすでに述べた。昭和二十五〜六年頃、この土地の管理運営に関し、財産管理委員会なる組織がつくられ、この委員会の下でことが運ばれるようになる。これは、I・Tとは別組織であるが、昭和四十年代前半までI・Tの役員がこの委員会の委員を兼務していた。I・Tの株主と委員会のメンバーとはほとんど重複しており、株主総会のあと委員会総会がもたれるためでもあった。しかし、両組織のメンバーにツレがみられはじめた四十年代中頃、委員会はI・Tとは別個に委員を選び、運営をかれらに任せられるようになる。そしてややあって、委員会は名義人と権利者とを一致させる運動を展開し、I・Tに共有地を売却し、受取り金を権利に応じてメンバーに支払い、委員会を解散させる方向に進む。これは再開発事業のムードの中で、土地の交換価値の高まりと無関係ではない。I・Tは支払代金が多額のため分割払いをせざるを得ず、それが終了するまで委員会は今しばらく精算的機能を果たすため存続する。

ところで、発足当時、委員会は規約をもっていなかったが、権利者と登記名義人とを一致させる動きがはじまる昭和四十六〜七年頃、定款を作った。やがて解消しようとする、この時期に定款を作る意味はどこにあるのであろうか。それは、I・Tからの受取り金の精算に際し混乱をさけるためと思われる。会員の権利を規定している六条で、株式取得の時期によって委員会での権利の大きさを決めているからである。つまり、株主になり、Iの義務を果たしている年数に

応じて権利に差を設けることを成文化する必要があったのであろう。権利者は払い下げ時の六十名前後から七十五名に増加し、うち五十三名の権利を十（大正七年株取得）とすると、十名は七（大正八〜昭和十九年に株取得）、五名は五（昭和二十年代に株取得）、三名は三（昭和三十年代に株取得）、四名は一（昭和四十年代に株取得）の権利しか与えられない（逆にいうとそれだけの義務しかこれまで果していないと判断されていると考えられる）。これから単純に考えると、I・T創立当時の家が三〜四戸減、代ってIに居住し株式を譲渡され、新たに創立された家が二十三戸あるということになる。

(三) K伊勢講

Iにはかつて五組の伊勢講があり、村人はどれかの講に所属していた。文久三年には五講が合同で伊勢参りをしたという記録も残されている。

講は一般には講員共有の土地をもち、それを貸地し、得られる地代を資金に運営されることが多い。しかもこの講有地が共同体的結合の基盤にもなったものである。五講の一つは講有地がなくなり廃講になっている。

K講の場合、明治二十三年に講有地を講入、以後も入手を続け、再開発時までに三百余坪を有するに至った。しかもすべてが開発区域内にある。講員は明治期に八家、土地の名義人は三家であった。再開発時には講員が十五家、名義人は三家の相続人十二名（講員でない者もいる）にふくれ上った。これは、これまで名義の変更がなされていなかったためで急ぎよ所有権の移転登記を行なった結果である（これは再開発に必須の手続きであった）。

一度び十二名の名義に直したあと、代表名義人を一名選び、その者の名義で登記がなされた。登記に際し、代表名義人と十四名の講員との間で委任契約書が交され、それまでなかった規約が新たに作られた。そこにおいて講有地を登記簿どおりに記載し、登記を代表者名で行なうことを記し、さらに、講員の増加を抑えるため、講員の資格の譲渡を禁じ、講員が死亡すると相続人のうち一人だけが継承でき、相続人がいない場合には資格は消滅する、としている。

互いに熟知し、規約などを必要としない、信頼関係のある村人同士がはじめた講であったが、ここに来てこれまでのものとは異なる原理にもとづいて講運営がなされるようになったわけである。このような形式を踏むようになった背景として次の事情が関っていると思われる。三百余坪の土地の所有権が二億を超える評価を得、権利変換後の地代・家賃は月額百五十万、その他保証金等かなり入金が見こまれる。口約束だけでは済まされない事情が生じてきたといえよう。そうしないことには、心の拠りどころを得るはずの集団が疑心で満ちてしまうことになるからであろう。

五 まとめ

◎区域内に泉源地、共有山をはじめ開発に不可欠な資源が豊富にあったことから、Iは都市経済の影響を早くから受けたといえてよからう。大阪、神戸両大都市に近接していることに加えて、鉄道の明治末期からの敷設は、早くから外部人口の流入を招くと同時にI住民の外部への通勤を可能にし、その分村外への流出を最小限にしてきたといえよう。

また、国から土地の無償提供を受けたこと、良元村役場を引き継

いだ宝塚市役所は再開発事業がなされるまで駅前位置していたこと、等も条件が先の生態学的条件に加わってIを近代化の方向に早く向わせた要因であろう。

しかし、それと同程度に重要な要因として、外部の変化・圧力に適應していくだけの能力を備えた人的資源つまり指導者の存在が挙げられよう。かれらの大きな選択は何度かあったであろうが、中でも次の二つは特筆に値すると思われる。一つはITの創設に関してであり、他は再開発組合への加入に際してである。いうまでもなく両者の選択は同一方向を向いている。それは村落的なものから都市的なものへの移行を示すものであり、使用価値よりも交換価値にウエイトをおいた選択である。つまり土地(財産)そのものは変らなものの、それに対する見方を変えてきたということである。

◎ITは不動産を取得し賃貸その他の収益をあげることを目的に設立されたものであり、また、再開発事業に際しITは、所有する土地から莫大な地代収入を得ることが明らかになるにつれ、賛成に踏み切ったのである。これらは明らかに土地の交換価値を念頭においた行動である。交換価値が高まるにつれ、その配分をめぐって権利者の資格が問題とされるようになり、場合によっては資格に差を設けたり(財産管理委員会)、資格を制限(K伊勢講)する動きにまで発展した。

◎この権利者の資格の問題はIの領域の問題と表裏一体の関係にある。ITの株主はI居住者に限るとされているからである。Iあるいはその近辺に生活の基盤をおいている限り株主としての権利は保障されてきたわけであるが、再開発を契機にどの範囲までをIとするかが問題となってきたのである。これまで曖昧にしてきたもの

の見直しが迫られているわけである。結論はもちこされたままであるが、領域を明確にしようとする動き（村の再認識）がみられはじめたことは注目に値しよう。参加組合員を加入させ外に向って開かれた事業を進める中で閉ざされた方向に動いている一面も存するわけである。

⑨資格の問題はさらに格差を生む。有資格者がこれまでどれだけIのために働いてきたかによって資格者に差異を設けようということである。これは権利に対する義務の重要性ひいては村の復権を喚起しているとも考えられよう。

最もきびしいケースが資格の制限である。このように制限や資格の見直しがなされるのは、そうしないと増加する可能性があるからである。くりかえしいえば、ITは設立時の五十一家から今日では八十四家、財産管理委員会の場合、六十家前後から七十五家、K伊勢講の場合、八から十五家であった。これは旧I村の承認を得た、正規の手続を踏んでのことであるから、家の継承がなされていることを示すものといえよう。

⑩以上、駅前の再開発が、Iの共有地の内容・あり方を質的に変え、それがIの領域ひいては資格の問題を提起し—それはお塔や宮講という行事の再確認につながるが—一つ、家産の継承を通して家の存続をこれまで以上に強固なものにしている、ことをみてきた。それは当然のことながら家意識にもプラスの影響を及ぼすことである。

注1

山中永之佑 「明治初期の講廃止令とその影響」

阪大法学第一三三・一三四号、一四六頁、昭和六十年

「コメントのまとめと感想」

(一)

今回の中部・近畿地区の研究会は議論も活発だったが、それは報告の内容に負うところが大きいであろう。松本通晴会員は、近著『農村変動の研究』をふまえて、近畿村落と瀬戸内村落の問題を中心に総括的な報告を行なったが、長年積み重ねてきた実証研究にもとづく内容だけに、いろいろな意味で興味深く、説得的でもあった。山本会員のほうは、宝塚市内のある地域の調査にもとづいて、もともと村落の土地共有を母体にして形成された「土地株式会社」が、今日の市街地開発のなかで、むしろムラの論理を強化しつつ、その利害を維持しようとしているという、非常にめずらしく、しかも現実的な問題を含んだ事例を報告したのである。そしてこの二つの報告にたいして、中田実会員と小林一穂会員よりコメントがなされた。

中田会員のコメントは松本会員の報告に対するものであり、その近著『農村変動の研究』に則してなされ、おおよそ三点にわたっている。第一は日本村落の変動全般に関することである。近著の書名も示すように、松本会員の研究の中心は村落の変動の問題に置かれ、それを解体の視点からとらえることを強調している。またその場合の解体とは、「ある歴史的段階に典型的な社会的諸特徴が、その構成要件を失いに喪失し欠如して、別の型へ移行する過程」と規定されている（七二頁）。もしそうならイエやムラが解体した新しい段階の村落とはどのような性格をとるかということである。第一は、

近畿村落の特質にかかわることである。中田会員は、自身が研究の対象としている東海地方の村落の特質を十分明らかにできていないとことわったうえで、近畿村落の先進性について問題にした。松本会員は近畿村落の特質をひとつには先進性ということから理解しているが、それは一方では「硬い構造」(一五四頁)を持って存在し、社会変動にたいしてムラの解体よりも存続の側面を示しているときられている(もっとも「硬い構造」を持つことが実証的に明らかされてきたのは、近畿内部でもっとも「先進」的地域ではなく、その「周辺」地域の村落である)。その場合の先進性とはいいたい何なのかということである。第三は松本会員の研究のもう一つの柱となっている瀬戸内村落の研究の問題である。住友の公害に対する地元での闘争において、中央レベルでの動きや情報がどのような影響を与えたかということ、さらにその公害反対運動を担った地域社会の自治主体はどのような層であったかということである。

これに対する松本会員の回答は、要約的にいえば以下のようなものであった。第一の点は、はっきり言って非常に回答のしにくい問題であって、いまのところ十分な展望も存在しない。またそうであるから、村研でも現在これにかかわることが共通課題としてあがっているのではないかということである。第二の点については、先進性とは基本的に生産力の高さの問題であり、時期的にいえば近世から近代までの状況を指している。そしてこの先進性を担ったムラの特質が株(株内・株)や宮座に象徴される「硬い構造」であるが、それは今日では伝統として強固に保持され、変動のなかでも容易に崩れないという傾向を示しているということである。また松本会員は、村落が先進的であるからといって、それを担う主体が先進的

あるとは必ずしも言えないとの考え方も示した。第三の点については、足尾鉾毒の問題についての情報などは地元にも伝わっていたが、問題の解決の方向は足尾の場合とは違うから、やはり地元独自の闘争というべきである。また運動の中心になった地域の主体は、一般の農民層ではなく町村長集団、したがって地主を中心とする地方名望家層であったと考えるべきであるということであった。

つぎに山本会員の報告に対しては小林会員がコメントを行ったが、それも三点に要約される。第一は、ITと村落としてのIの関係の問題である。つまりITは、村落としてのIにどの程度ささえられて成り立っているのかである。第二は、以上のことにも関わって、ITの株の継承のことである。株は経済的な権利や資産であり、それを継承するのも原則的には経済的行為であることには間違いないが、そこにイエやムラの論理が介在しているのではないかということである。たとえば株を継承することは、イエを継承することを意味し、また同時に村落関係上の権利や義務を担うことと結びついていないかということである。第三は、市街地再開発におけるリーダーシップのあり方に関するものである。このような市街地再開発には、ITのほかに行政や商店街関係者が関与しているが、この三者はどのように関わりあいながら市街地開発を行ってきたのかということである。

これに対する山本会員の回答は以下のようなものであった。第一の点については、大正期にITができた時には、Iは空間的にもムラとして存在し、その村人が基本的にすべて株主になったので、両者の関係は一致し、二つの集団の関係が問題になることもなかった。しかしその後土地開発による村落の市街地化のなかでムラが次第に

社会的・空間的に曖昧になり、I・Tの構成員資格の範囲もはっきりしなくなる状況が生じた。このなかで逆にこの成員資格の範囲を明確にするためにムラの意識や観念が強化され、I・Tの維持のためにそれが利用されてきたという経過がある。第二については、まさにコメントのとおりで、たとえばI村には村落の伝統的社會慣行として「お塔」という儀礼が存在するが、I・Tの株主はこの儀礼を受けたいものでなくてはならない、あるいは宮講の構成員でなくてはならないなどしている。したがって株の継承は、イエやムラの問題と結びついている。また第三の点に関しては、行政が示した再開発計画に対して最初に積極的に動き出したのはむしろ商店街の人達であり、再開発準備組合を結成するなどしたが、再開発問題が軌道に乗ってくるのはI・Tが本格的にかかわりだしてからということであった。

(二)

ところで今回の研究会の世話役を勤めた鳥越会員が研究会の冒頭に述べたところでは、二つの報告は表面的には性格の異なるようにみえるが、「近畿のムラの性質はなにか」という問題とかわかっている点で共通しているとされる。

その観点からすると、松本会員の報告では、近畿村落の特質は株(株内・株購)や宮座が存在し、横の連帯性が強く、村落の枠組も強固なムラの構造、またそういう意味での「硬い構造」としてとらえられたことになる。これに対して山本会員の報告では、このような特質をもった近畿村落の論理が、今日の都市化された社会状況のなかでも存続している、あるいはあらたな新しい要請にもとづいて強化さえされていることが示されたことになる。また松本会員の議

論からすれば、そのことは近畿村落の「硬い構造」が社会変動のなかでいかに解体していくかを示すよい事例であるといえるかもしれない。

こうして今回の中部・近畿地区の研究会は、伝統的なイエやムラの論理をあらためて考え直す機会となったといえるが(もちろん日本村落一般というより、近畿という地域におけるイエとムラの論理の問題に主要には限定されていた)、このことは他の地区でも共通にみられる傾向であるようだ。『研究通信』一六〇号によれば、本年の関東・東京地区研究会では「イエとムラの社会構造」が同じく北海道・東北地区研究会では「村落共同体と家をめぐる二、三の言説について」などが、それぞれ報告テーマとして掲げられている。これらの報告のなかでなにか問題になったのかは後で『研究通信』のなかで知るしかないが、いずれにしても日本村落の伝統であるイエやムラに関する問題が取り上げられていることは明らかである。

このような地区研究会の傾向は、本年度の村研の方針からすると若干奇異な印象さえあたえるかもしれない。『研究通信』一五九号の松田(熊谷)苑子会員による一九九〇年度共通課題に関する記事を讀むと、本年度の村研は共通課題『農村社会編成の論理と展開』の三年目にあたり、いわば仕上げの年度に当たっているとされる。またそのためには「新しいパラダイム」(安原茂会員)の形成が必要であるとさえ言われている。ところが各地区の研究会では、以上のように、イエやムラといった、むしろ「古いパラダイム」に属する問題が中心に取り上げられているからである。ここ二三年間の村研はイエやムラの問題を比較的重視してきたようだが、この「古いパラダイム」に関する議論が十分でなかったからであろうか。

いや、やはりそうではなくて、「新しいパラダイム」の形成が必要だからこそ、△古いパラダイム▽であるイエヤマムラとは何であったかが何度も問い直されているのだと考えたい。

(藤井 勝)

討論の要約

発表者の松本会員とコメンテーターの中田会員との発言を通して浮び上がってくる視角をまとめながら、討論の内容を紹介しよう。

まず、近畿の先進性というものが、経済的な先進性、すなわち農業生産性の高さとの関わりで理解されている。これまでの社会学的研究では、十分考慮されてこなかった経済的条件の把握である。よって、今後の研究としては、大阪・京都といった都市との関連で農村を把握することが展望される。よってどちらかといえば、社会学が経済史学の視角へ歩み寄るような形での主張である。

当然のことながら、このような先進性の理解は、外部条件(都市との関連、経済的条件)が変れば、農村内部の家や村の構造(伝統的要素も変化していく、つまり変動するという主張に密接に結びつく。よって、伝統的要素は、現在の地域社会の変動との関連では否定的なものとして取扱われることになる。よって、そのような立場で次に語られることは、まず変化した外部条件の歴史的把握と、それに対応する農村の再編過程、そしてその場合の新たな担い手は、

家や村以外の何なのかということになる。

しかし、具体的にその再編過程のメカニズムがどうなっているのか、また柄澤会員が質問した「近畿農村の特色や先進性が、今後の町づくり・地域づくりのなかで、どのようなバネになっていくのか」という展望の点では、積極的な議論が出てこなかった。その点については、松本会員から今後の研究方向として、戦前からの山林組合等の組合活動と先進性との関連性、そして農村と都市との関連性といったアプローチからの可能性が示唆されるにとどまった。

さて、以上のような経済的な外部条件と変動を重視する視角にたいし、別の視角を提示したのは鳥越会員であった。鳥越会員は、近畿農村の先進性について次のように述べた。「近畿村落の先進性としてあげられた経済的な側面は、必ずしも社会学的先進性と関わってくるのではない。すなわち、問題となるのは、経済的先進性を支えた単位である家や村の特徴を、近畿村落研究のモデルとしてどう捉えるかである。その場合、特に近畿の家が東北の家とは異なり、『株的』なものとして、あるいは宮座研究の文脈でいえば、構成員の『平等』という形で示される。また、あえて図式的にいえば、意志決定者は東北の『役』にたいして、近畿の『衆』として捉えることができる。役の村落は村が強くなくてもよい。役のボスが決めていく。しかし衆的村落の場合、村的枠組みが大変強くなる。構成員集団を崩すわけにいかず、部落会議的なものをつくっていきやすい。この点は、余田博通の研究にも示されている。」

以上の鳥越会員の発言にたいして、松本会員は、次のような意見を述べた。「たしかに、あまり大きくない上層農が多数ひとつの村のなかに台形をなすように株・株講・株内として存在し、それが先

進性を担ってきたことは事実としては指摘できる。しかし、それが社会的先進性とは答えきれない。」

松本会員は、この点について、志摩漁村研究に長年あたってきた中田会員に意見を求めた。志摩地方は、真珠養殖といった経済的先進性と、妻問婚・隠居制といった伝統性がみられるからだ。しかし、中田会員は、経済的先進性と社会的先進性の関係は気になるが、志摩地方の堅い社会構造は、経済的先進性の前の段階でつくられたもので、それには政治的先進性と呼べるような問題が関わり、近畿農村とは異なるのではないかと述べた。

松本会員からは、この社会的先進性にかんして、さらに次のような発言もあった。「社会的先進性といったときその意味内容は捉えきれないが、近畿の家が経済的先進性に対応できる能力があれば、社会的先進性を内包しているといえるのではないか。」この発言においても、鳥越会員のいう社会的先進性を、経済的先進性を基準に把握することができる点で、経済的条件を重視する松本会員の立場は一貫している。

さて、鳥越会員が社会的先進性という言葉を使った背景には、経済的な外部条件と変動を重視する松本会員の立場、すなわち社会学に経済史的な視角を取込む、あるいは社会学が経済学に歩み寄るにたいして、逆に社会学独自の視角を強調しようとする意図があるように感じられる。鳥越会員の場合、近畿の家や村を、その背後にあって持続している強い枠組みとしての価値感や規範、あるいは行動原理といった、文化的に連続した位相において捉えようとするアプローチである。それは、同会員が、地域の活性化との関連で述べた兵庫県淡路島の事例のなかにも表われている。その事例では、地

域社会における環境問題という、きわめて現代的かつ実践的な問題にたいしても、伝統的な近畿の株的な家のモデルによる把握が有効であることを主張している。

「兵庫県のなかでも農業の盛んな淡路島は、現在リゾート開発の真只中にある。そこでの開発計画は県主導でおこなわれている。地元は、自らの活性化の論理をだせない。しかし、この開発が地域の環境を破壊する場合、『台形の衆』をなす村の構成員が、非常に真面目に討議をおこなう。ただし、それは農業が軸になっているのではなく、共有財産にたいする権利・義務の話として真面目に討議している。よって、地域をどう活性化するかという問題については討議しにくい。そこでは家々の権利・義務の関係、すなわち株的な関係だけになっている。」

以上の鳥越会員の淡路島の事例をふまえた発言にたいして、二番目の報告者である山本会員は、同会員が報告する宝塚市の事例の場合も同様であるとの発言があった。すなわち、研究会前半にみられた問題は、後半の山本会員の報告についての議論にも結びついていくことになった。

山本会員の報告で注目されることは、市街地、都市にはいっている地域の問題に、村が介在してくるという点である。そこには全く農家が存在しない。それは、オーソドックスな村落研究を前提にしていたのでは、理解できない。中田会員のまとめかたでいえば、「土地の広がり、土地にたいする何等かの義務を負っており、属地的な意味合いが残っている」、ということになる。この「残っている」という表現は、研究会での他の会員の発言の中にもたびたび現れた。しかし、これを文字どおりに理解した場合、山本会員の主張

の全ては捉えきれないように思う。この問題については、このまゝの最後に述べることにする。

では、まず報告にたいする小林会員によるコメントからみてみよう。

「I村は、村の範囲も漠然としており、実態としてはなくなつて、組織形態としては株式会社の形をとっている。にもかかわらず、メンバーシップの基準として伝統的な儀礼が出てくる。それは、株式会社のもつ経済合理性にたいして支障とはならないのか。」

次に、株として経済的権利のみを受継ぐのであれば、それは近代的关系である。しかし、構成メンバーは、I村の家の代表という形もとっており、そこには他の社会的な家相互のかかわりはないのか。」

以上のコメントに、山本会員は、報告をさらに具体的にのべる形でごたえた。

「まず、I村の範囲は、再開発にともなう莫大な利益が表面化してくる過程で問題となつてきた。株主になるには、儀礼への参加が義務付けられる。株の相続も、儀礼を経験していることが基準となる。地元では、権利を主張するからには義務をきちんとおこなつて欲しいという意見があると聞いている。」

山本会員の報告事例は、あえていえば過激なものである。よつて、そこに戸惑いや反論がでてきても不思議なことはない。事実関係の質疑応答の後、まず松本会員が次のように疑問を提示した。

「自分の知る飛騨高山の過疎地域の事例の場合も、この宝塚市の事例と同じだと考えられる。しかし、内実は違う。それをもつて、村的というのか、それともまったく違った形で整理するののかという問

題が出てくる。この事例を村でくることがどのようにして可能なのか。」

以上の疑問は、松本会員の立場からすれば当然であろう。しかしながら、このような疑問にたいして山本会員は、「とにかく一つの家から誰か一人は相続させることができるが、それ以外は譲渡できないという点でかなり家が意識されている。駅前開発が、家とか村といった伝統的要素を意識させている契機になつたのではないか」と述べた。そして、別の会員の質問にたいしては、「このようなことは地方の田舎であればおこりえない、大阪の近辺で地価が高騰しているためであろう」との発言もあつた。

さて松本会員の疑問と同様に、司会の渡辺会員も、村としての根拠がなくなつたにもかかわらず、土地株式会社のなかで村的なものが働いているという点を「幻」という言葉で表現しながら疑問を示した。

ここで、この「幻」という捉え方に反論したのは山本会員ではなく、こんどは鳥越会員であつた。その内容は次の通りである。

「それを「幻」というように考えてよいのか。近畿の農村は、近代以降、村落としての枠組みが強かつたのは権利・義務関係としてである。自分の調査した村の場合も、スキー場開設にともなつて、同様の問題がおこっている。そこでは、農家は三分の一しかない。この報告事例の場合、たまたま農家が一件もなかっただけなのだ。また、権利・義務関係にともない、儀礼が強化されてくることは珍しくなくよくある。この事例の問題が農家が一件もないという点だけであれば、それは伝統的近畿農村と切れているのではなく、その延長線上のパターンとして理解できる。この点は、われわれが、もう

一度考え直さなくてはいけないところだと思う。」

以上の鳥越会員の主張のすぐ後に小林会員は、「農業という営みが無いわけだから、都市とか農村とかいってもしようがない」と述べた。また柄澤会員からは、「権利・義務」という意味では、関東の村も近畿の村と同じ側面がある。近畿の場合、それははっきり現れてくるのではないか」との発言があった。

すなわち、権利・義務関係としての村落という強固な枠組みとは、それは農村か都市かの問題ではなく、表面上の変化にも関わらず持続してきた、地域社会の構成原理として理解できるのであり、その原理がはつきり現れてくるところに、近畿の家や村の特徴があるのだということになる。それは、「メンバーシップをはつきりさせる仕方（基準）が村の論理である」という鳥越会員の表現にも現れている。しかし、柄澤会員が「たしかに合理的で客観的だが、それはたして村の論理といえるのか」と述べるように、オーソドックスな村落研究を前提とした場合の疑問や戸惑いは、最後まで残された。そして、時間の関係上、これ以上の議論は残念ながらおこなわれなかった。

最後に、鳥越会員はこの報告事例の意義について次のようにまとめた。

「ポイントはこれが村落かどうかではない。それは定義しただい。おもしろいのは、この事例が近畿村落の特色を考えるとときの良いヒントになる点である。あるいは分析する場合の良い視角を与えるという意味でおもしろい。」

以上が、今回の中部・近畿地区研究会のまとめである。

(脇田 健一)

一九九〇年度第四回運営委員会記録

日時 一九九〇年五月二十六日

場所 中央大学駿河台記念館

出席者 相川良彦、磯辺俊彦、柄澤行雄、高橋明善、長谷川昭彦、

松田苑子、安原 茂

報告

〈事務局〉

一 新入会員

杉原 たまえ 千葉大学大学院自然科学研究科

加瀬 良明 新潟大学 教養部

原 理夫 明治大学大学院農学研究科

二 第三八回大会日程（大野会員より）

十月一〇日（水・祝）〜十一日（木）に、高知県十和村で開催することになった。

三 地区研究会開催予定

北海道・東北地区

六月三〇日（土） 一三・三〇、

東北大学経済学部中会議室於

報告(1) 長谷部弘「村落共同体と家をめぐる二、三の言説について」

(2) 佐藤 勉「集落的なるものについて」

中部・近畿地区

六月十六日（土） 一三・〇〇、

同志社大学 徳照館一階会議室於

報告(1) 松本通晴「近畿村落の変動―松本著『農村変動の

研究』を通して―」コメンテーター…中田 実

(2) 山本剛郎「駅前再開発と村落の対応」

コメンテーター…小林一穂

四 学術会議登録の準備状況

△年報編集委員会▽

一 年報第二十六集の編集状況報告

六月初旬に出版社に入稿予定

二 委員の死去や辞意の表明が出ているが、次の改選時(九〇年

一〇月)まで幹事を含めて現在の体制のまま運営してゆく。

審議

一 第三八回大会に向けての準備について

(1) 自由論題報告者の募集

三八回大会参加意向アンケート時と「研究通信」一六一号

で募集する

(2) 共通課題シンポジウムの準備

① 宿題委員会開催のために、これまでの大会・研究会の論
点整理を安原宿題委員長が行い、これを全宿題委員に配布
し、大会での討論の柱を提案してもらうためのアンケート
を行う(六月十五日)。

同時に、共通課題報告者の候補を挙げてもらう。

② このアンケート結果をもとに、六月二十三日(土)に宿
題委員会を開催する。その際、第二回研究会の内容・報告
者等を決定する。

③ 七月二十一日(土)に第二回研究会を開催する。

二 次期事務局について

関東・東京地区に限定しないで、広く当番校を求めてゆくこととする。

三 安原茂宿題委員長が本務校の都合により、本年度大会に出席できないことになり、その不便を補うために、前宿題委員長の松田苑子宿題委員が委員長の代行としてコーディネーター的な役割を担うこととなった。

一九九〇年度第五回運営委員会記録

日時 一九九〇年七月二十一日

場所 中央大学駿河台記念館

出席者 相川良彦、磯辺俊彦、岩本由輝、大野 晃、柄澤行雄、高

橋明善、高山隆三、松田苑子、長谷川昭彦、安原 茂、吉

沢四郎

報告

△事務局▽

一 会員動向

新入会員…松谷真一(竜ヶ崎市立城南中学校)

佐藤雅也(仙台市歴史民俗資料館)

二 地区研究会開催状況

北海道・東北地区、関東・東京地区、中部・近畿地区の各地
区研究会がそれぞれ予定通り開催された。それらの報告及び討
論の記録は次号『研究通信』にまとめて掲載する。

三 『研究通信』一六〇号を五月二十五日に発行した。同号の発送時に会費請求書と本年度大会開催地である十和村の観光パンフレットを同封した。

四 『研究通信』一六一号は、各地区研究会記録を中心に現在編集(一部入稿)で、八月初旬に発行予定である。

五 日本学術会議への研究団体の登録申請をおこなった。

△編集委員会▽年報二十六集の編集状況について
昨年度大会の共通課題報告のうち一本の原稿提出が著者の都合で遅れている。引続き原稿の催促を行なうが、間に合わない場合には、掲載を断念せざるを得ない。

審議

一 本年度大会の運営方法について、開催校の大野晃会員からの準備状況報告を受け、以下の点が確認・決定された。

(1) 大会会場……十和村十川小中学校体育館

(2) 宿 舎……民宿6ヶ所の分宿となる

(3) 懇 親 会……広瀬集落の四万十川河原に舞台を設営し、十和神楽・四万十川の火振漁を観覧しながら行なう

(4) 費 用……宿泊費五、〇〇〇円、五〇〇円(宿舎―民宿―により料金が異なる)、大会参加費二、〇〇〇円、懇親会費四、〇〇〇円

(5) 共通課題シンポジウムの報告者

相川良彦、嘉田由紀子の両会員から了承を得ているが、開催地からの報告者については、大野晃会員に引続き交渉をしていただく。

(6) 参加申し込み状況(回答者のうち)

参加予定者八十四名、不参加七十九名、未定・不明十九名。八月五日に最終的な参加・不参加を確認するための通知を発送する。

二 大会自由報告の申し込みが七月二十一日現在で一本なので、次回『研究通信』で再度募集する。

三 大会のシンポジウム等の持ち方を検討するための宿題委員会を八月三〇日午後二時より、中央大学駿河台記念館で開催する。

四 I R S Aへの加入、外国人農村研究者の招聘などの問題について、国際交流委員会(仮称)で方針を整理し、次期大会で提案・検討する。

一九九〇年度第二回宿題委員会記録

日 時 一九九〇年六月二十三日

場 所 中央大学駿河台記念館

出席者 磯辺俊彦、岩本由輝、柿崎京一、柄澤行雄、工藤清光、高橋明善、高山隆三、東敏雄、松田苑子、安原茂

議 題

一 第三十八回大会の持ち方について

安原茂宿題委員長の報告に基づいて議論した結果、共通課題シンポジウムの報告者の候補として、以下の三名があげられ、報告の依頼をすることになった。

(1) 相川良彦会員……関東地区研究会で言及されなかった村落の問題を中心として

(2) 鳥越皓之会員……環境・生態系問題と農の論理に関連して

- (3) 開催地の十和村ないし四万十川流域町村の村づくりの実践に関して、実務者ないし農業者から報告していただく
- 二 第二回研究会の報告者について
- 中安定子氏（東京農工大学）をお願いすることになった

村研年報第二十七集自由投稿の原稿募集

村研年報編集委員会

来年（一九九一年、平成三年）発行の村研年報第二十七集の自由投稿の原稿を次の要領で募集いたしますので、ふるってご応募ください。

記

- 一、募集期日 一〇月二一日の村研大会最終日まで
- 二、応募方法

- ① 論文題目
- ② 応募者の氏名
- ③ 連絡方法（住所、電話、勤め先など）
- ④ 論文要旨（四〇〇字—八〇〇字程度）

ただし、大会で発表された場合は不要。

以上の事項を適当な用紙に書いて提出してください。

- 三、応募先 村研年報編集委員会事務局 長谷川昭彦

(〒)

Ⅲ

- 四、備考 自由投稿には自由論題と研究ノートがあります。

その決定は編集委員会が原稿を閲読の結果決めます。

第三十八回大会会場（十和村）までの交通についてのご案内

高知市のJR高知駅経由での大会会場までの交通について左記の時刻をご参照下さい。

<往>

土讃線		予土線	
岡山駅	→ 高知駅	窪川駅	→ 十川駅
①10:00 (南風3号)	13:43	→14:32=15:40	→16:18
②13:00 (南風5号)	15:57=16:14 (あしづり5号)	17:46=18:00	→18:47
③14:28 (南風7号)	17:31	→18:56=20:03	→20:43
④8:08 (あしづり3号)	9:42=9:54	→10:30	

現在高知空港へは、東京（11:40→12:55）、名古屋（8:30→9:25）、大阪（13:10→14:05）、福岡（10:40→11:50）、宮崎（12:45→13:45）からの各便があり、②の高知駅発列車に連絡しています。尚、九月上旬に発表される十月のダイヤは大幅に改正されるとのことです。ご留意下さい。また、高知空港から高知駅までのバス所要時間は待ち時間をいれ45分くらい必要です。

<復>

十川駅	→ 窪川駅	→ 高知駅	→ 岡山駅
①15:49	→16:33=17:00 (しまんと8号)	18:16	→21:50
②7:27	→8:05=8:16 (南風4号)	→9:32	→12:33
③8:53	→9:30=9:43 (南風6号)	→11:02	→14:07
④11:58	→23:36=12:56→14:21=14:31 (しまんと6号)	17:55	

高知空港経由で帰る場合は、①の便で東京（19:15→20:30）、大阪（19:40→20:35）、の最終便に、④の便では、東京（16:05→17:20）名古屋（18:05→19:00）、大阪（15:50→16:45）、福岡（17:15→18:35）の各便に現在連絡しています。尚、十月改正の時刻表で確認して下さい。

会員動向

△新入会員▽

佐藤 雅也 仙台市歴史民俗資料館

原 理夫 明治大学大学院農学研究科農業経済学専攻

松谷 真一 竜ヶ崎市立城南中学校

△退会▽

池田 正敏 一九九〇年七月

岡 光夫 一九九〇年七月

△所属・住所等変更▽

明田川隆亮

石川 淳志

菊間 満

工藤 清光

高坂 鉄雄

小林 茂

笹森 秀雄 干

嶋田 隆 退職・所属なし

関 泰子 干

竹内 隆夫 立命館大学国際関係学部

干

一

Ⅲ

鶴 理恵子 順正短期大学

干

Ⅲ

森川 辰夫 東北農業試験場農村計画部

干

Ⅲ

橋本 和幸 干

Ⅲ

谷口 肇 干

Ⅲ

訂正

『研究通信』一六〇号に左記の誤りがありましたので、関係者にお詫びして訂正いたします。

(誤) (正)

2頁上段11行 づらり↓ずらり

2 上 22 事情↓実状

2 上 24 このころ↓このところ

2 下 7 継つぐ↓継ぐ

3 上 9 いるかも知れない↓いることも知れない

3 上 10 農民組合の組合長が

↓この農民組合の元組合長のようなのが

3 上 13 結極↓結局

3 上 19 私の近所では↓私の近辺の相馬では

3 上 20 通動できる可能圏内↓通動できる圏内

3 下 8 ある家族↓家族

3 下 9 行き着く方向みために考えられるし↓

行き着く一つの方向みたいなものと考えられるし

クニツツミ↓クニツツミの世界

アマツツミ↓アマツツミの世界

主要作物の↓主要作物にかかわるもの

おさえきれるというふうなもの

↓おさえきれるというふうなもの

4 下 12 六五四年↓六四五年

4 下 13 班田収授が出た↓班田収授が実施された

9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7	7	6	6	6	5	5	5	5	5	4	4			
上	上	上	下	下	下	上	下	下	下	上	上	下	下	下	下	下	下	上	上	下	下			
21	12	6	18	15	9	12	25	21	18	15	14	25	20	2	18	15	9	2	1	25	7	21	17	
<p>どうも班田収授が↓班田収授が 律令制があった↓律令制が行なわれた 聖田永年私財令↓聖田永代私財令 班田農民と婚姻↓班田農民の婚姻 となると↓とを考えると 一生持って↓一生耕して だから男も女も↓男も女も それは↓それが けだが(これは↓けだが)、これは というというものが↓というものが その国衙領↓その取り立てのために国衙領 調の請負人↓徴税請負人 転換するする↓転換する 武士道↓武士層 それが↓彼女が それが↓彼女が 律令的↓日常的 絶体に↓絶対に 捨て口みたいものとして↓ 捨てて扶みたいものしか与えられない者として 絶体に↓絶対に 名主の分化↓名主階層の分化 差し押さえられると↓差し押さえられたと 処罪されるが↓処罰されるから ある時間が↓限度が</p>																								

14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	11	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	
下	下	上	上	上	上	下	下	下	下	上	上	下	下	下	下	下	下	下	上	上	上	上	上	
9	4	21	16	14	10	25	23	5	3	13	11	10	24	19	10	5	18	9	25	24	23	23		
<p>逃散されて植えられ↓逃散されて苗を植えられ 収種↓貢租 妥結して、出て来て ↓妥結して、逃散した者たちが出て来て 柳田国夫↓柳田国男 それは↓それを 賃本制の↓資本制への 無償、無限↓無償無限 元禄ぐらいまで、↓元禄ぐらいまでは、 商品との関係↓商品としての 大きかった時が↓大きかった興福寺が エクテンシヴ↓エクステンシヴ 元の境に↓元の共同体に 質物奉公人も居消奉公人で、居消奉公人は譜代奉公 人↓質物奉公人も譜代奉公人も 居消奉公人といって ↓居消奉公人ということになると、 扱うと↓扱われると 適応できない段階↓適応できる段階 年代質↓永代質 貸りる↓借りる 貸りた↓借りた 近代後期↓近世後期 仁戸部稲造↓新渡戸稲造 仁戸部伝↓新渡戸伝</p>																								

24	24	23	23	23	23	23	23	23	20	20	20	20	19	18	18	17	16	16	15	15	14
上	上	下	下	上	上	上	上	上	上	上	上	上	下	下	上	上	下	下	下	上	下
22	4	7	6	21	17	16	9	4	2	25	21	3	1	18	3	1	5	4	23	2	14
<p>大瀧は直播が↓大瀧は初期において直播が 常氏↓常民</p> <p>↓言葉もあるほどものすごく働く</p> <p>ソロバン↓ソロバン感覚</p> <p>山形で↓山形に</p> <p>食わせられるのは↓食わせるのは</p> <p>額を好む↓額の大きさを好む</p> <p>動かさないようにすれば</p> <p>動かさないようにしようとするれば</p> <p>額を好む↓額の大きさを好む</p> <p>対するあれは↓対する願望は</p> <p>山形で↓山形に</p> <p>食わせられるのは↓食わせるのは</p> <p>ソロバン↓ソロバン感覚</p> <p>言葉でもものすごく働く</p> <p>↓言葉もあるほどものすごく働く</p> <p>常氏↓常民</p> <p>大瀧は直播が↓大瀧は初期において直播が</p>																					
35	33	32	30	30	30	30	29	26		26		26	26	26	25		25	24		24	24
下	上	上	上	上	上	上	下	下		上		上	上	上	下		下	下		上	上
16	15	5	22	21	20	19	14	18	18	19		17	14	1	5		2	1		25	24
<p>集めたけが↓集めたりしたが 一人だけでそれ</p> <p>↓一人だけで人手をかけずにそれ を追求して↓をやるということを追求して そこになりきるかは別にして ↓そこまでなりきるかどうかは別にして 純粹封建制なんて見ようとしたら ↓純粹封建制なんてものを見ようとしたら 用じ人間↓同じ人間 そういうようなあれが↓そういうようなものが まとめることによつて</p> <p>↓まとめ役になることによつて つまり、対立するやつが出て来るが、それは見れば 対立↓つまり、両方に属していることで同一人であ りながら対立するやつが出て来るが、それはたしか にそこを見れば、たてまえでは対立 村長↓トル(岩本の発言のつづき)</p> <p>成分化↓細分化</p> <p>アインシエル↓アインツェル</p> <p>共用体↓共同体</p> <p>アインシエル↓アインツェル</p> <p>アインシエル↓アインツェル</p> <p>アインシエル↓アインツェル</p> <p>いあても↓いって</p> <p>委員の届け↓委員会への届け</p> <p>『農村社会の変動』↓『農村変動の研究』</p>																					